



* 0 0 2 9 6 9 1 0 0 0 *

0029691-000

338.93-M494h

北支国際収支推計調査書

南満洲鉄道株式会社北支経済調査所・編

南満洲鉄道調査部

1940序


ADI

滿鐵調查研究資料第二十五編
北支經濟調查所編(北支調查資料秘第三輯)

北支國際收支推計調查書

秘

南滿洲鐵道株式會社
調查部

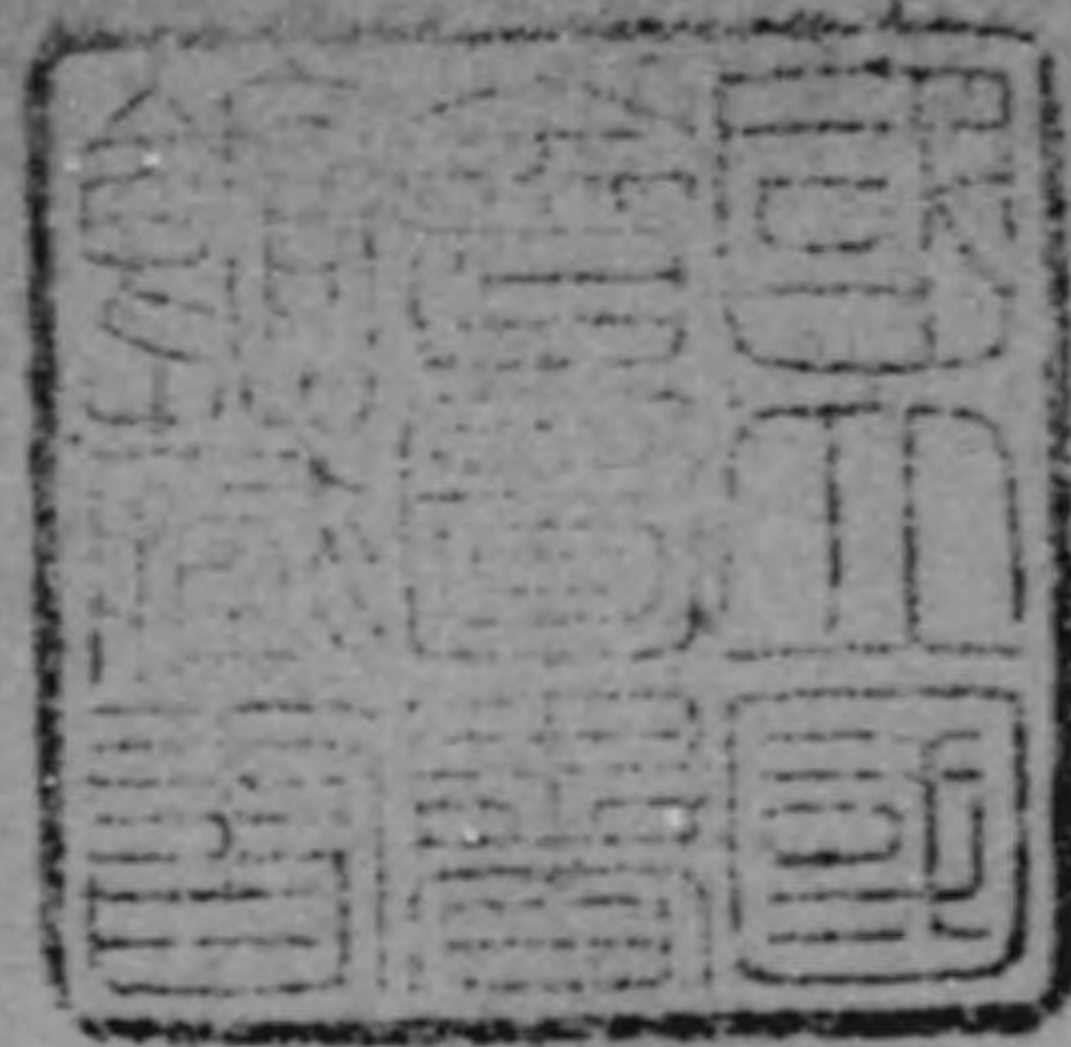


滿鐵調查研究資料第二十五編
北支經濟調查所編(北支調查資料秘第三輯)

北支國際收支推計調查書

南滿洲鐵道株式會社
調查部

338.93
M494h



116317

序

現在未だ北支に於ては舊法幣は一部に存在すれども聯銀券の誕生は北支が金融的には日滿と強度の結合地帯となりたることを示し居れり。之が誕生並にその運用の見透に關しては北支の國際收支に關する深き調査研究を必要とせり。而して事變勃發間もなく滿鐵天津事務所に於てはその調査の必要性を認め北支五省—河北、山東、山西、察哈爾及綏遠—の其れ以外の地域との國際收支調査を企劃し第一着手として昭和十年分を約三ヶ月の短期間に取纏めて昭和十二年十二月には中國聯合準備銀行の設立を前にして特務部並に北支金融當局者に之が成果に關し詳細に報告せり。

然るにその後聯銀券の價值維持並北支開發資金の還流等の諸問題の解決に資すべき調査として、昭和十年のみならず更に十一、十二年分の研究並その將來性の詳細なる調査研究を要請せられたり、而して昭和十三年六月に之が調査研究に着手したるが、その後専門家の意見は戰時下の北支に於てその國際收支の將來性の研究することは實効少なしとの結論に達せるを以て一應之を除外し十年十一年及十二年の三箇年の調査研究に止めたり。

抑々國際收支は日英米等の如き統計の整備せる先進國家に於てすらその調査に關しては幾多の困難あり、又その成果に關して幾多の議論存するところなり。況んや支那の如き統計の整備なき國家に於て、更にその一部分たる北支なる地域を限定して、それ以外の經濟的に一體的關係にある中南支等を分割して調査することは殆んど不可能に近きものなりと云ふべし。然れども日本の大陸政策はこの不可能をその儘に放置し置くことを許さざる爲調査擔當者は今後考究を要すべき幾多の想定條件の下に出來得る限り利用し得る資料に依據し本調査を昭和十三年末に完成せり。調査擔當者としては叙上の想定條件の廣汎なる研究を必要とするに拘らず此に—先づその調査を印刷に付し今後の調査進捗により逐次増補せむとするものなり。尙北支現地に於て専門家の批判を仰ぎ補訂せる箇所もあり併せて謝意を表す。

序

調査擔當者は北支事務局調査室内に設置されたる國際收支調査委員會にしてその構成員は左の如し。

- | | |
|-----|---|
| 委員長 | 阿部 勇 |
| 幹事 | 枝吉 勇、福島 渡、和田喜一郎 |
| 委員 | 理財係 大井格三、茨木 潔、土肥武雄、鹽谷安夫、湯田徳一、
長島盛造、樺山幸雄、松浦實郎 |
| | 工業係 吉田美之、林田 豊 |
| | 商業係 横田誠治、大西健吉、重原昌人、米村光也、原田泰夫 |
| | 水運係 中村英男 |

尙提出されたる資料を取纏めて未定の調査を整理して調査書として作成し更に最後の結論を附せるは同委員會の解消後にその業務を委嘱されたる北支經濟調査所第六班にしてその主要擔當者は和田喜一郎、茨木潔、樺山幸雄及松浦實郎とす。
尙附録(一)、(二)、(三)は和田喜一郎(四)は茨木潔の執筆せるものとす。

昭和十五年七月

滿鐵・北支經濟調査所長 押川 一郎

凡例

- 一、本書に於る北支とは所謂北支五省(河北、山東、山西、察哈爾、綏遠)の外に隴海線以北の河南、江蘇の一部をも指すものにして蒙疆地方及び隴海線以北を含める地區なり。
- 二、調査年度は左の三ヶ年なり
昭和十年——民國二十四年——一九三五年
昭和十一年——民國二十五年——一九三六年
昭和十二年——民國二十六年——一九三七年
- 三、本推計調査には事變勃發後の日本軍軍費の流入及び特殊輸送品を含まざるものとす。
- 四、第一編に於て北支國際收支構成に關する總括的敘述をなし第二編及び第三編に於て北支國際收支推計の算定根據を明にするものなり。編中相手國に於て滿洲に關東州を、外國に香港を含めたり。

北支國際收支推計調査目次

第一編 總論

第一章 國際收支檢討の意義	一
第二章 昭和十年度概況	四
第三章 昭和十一年度概況	八
第四章 昭和十二年度概況	一二
第五章 北支國際收支構成の特徴	一六
第一節 對外地別に見たる北支國際收支構成	一六
第二節 北支國際收支の特徴及今後の動向	三五

第二編 受取之部

第一章 貿易上の受取 四〇

 第一節 總括 四〇

 第二節 輸出 四四

 第三節 移出 四八

 第四節 修正 五一

 第一項 輸出價格修正 五二

 第二項 移出價格修正 五三

 第三項 貿易表掲記外水産物輸出 五四

 第四項 貿易表掲記外艦船需品購入代 五六

 第五項 其他 六〇

第二章 地金正貨紙幣上の受取 六一

 第一節 總括 六一

 第二節 地金銀正貨の輸移出 六二

 第一項 正常輸移出 六二

 第二項 密輸移出 六四

 第三節 紙幣の流出 六七

第三章 利子配當及純益の受取 六七

 第一節 總括 六七

 第二節 北支外證券の利子 六九

 第一項 北支外國債利子 六九

 第二項 北支外地方債及社債利子 七二

 第三節 北支外への預金及貸付金利子 七四

 第四節 北支外よりの事業の配當及純益 八一

第四章 政治上の受取

第一節 總括 八二

第二節 國民政府よりの財政上の收入 八四

第三節 外國政府經費 八七

第一項 外國使臣經費 八七

第二項 外國軍隊經費 八九

第三項 對北支文化施設費 九一

第四節 戰爭内亂等より生ずる受取 九三

第五章 勞務其の他に於ける受取 九四

第一節 總括 九四

第二節 北支外よりの勞務利益の仕送及持歸 九八

第三節 海運關係收入 一〇九

第一項 總括 一〇九

第二項 備船料 一一三

第三項 北支外艦船修繕費 一一五

第四項 貨物運賃 一一五

第五項 旅客運賃 一二三

第六項 繫船料及其他チャージ 一二八

第七項 店費 一三八

第四節 保險關係收入 一四一

第一項 北支保險會社の保險料收入 一四一

第二項 北支外保險會社よりの保險金の受取 一四一

第五節 手数料並商業利益 一四八

第六節 外來者の消費 一四九

第一項 旅行者消費 一四九

第二項 移住者持參金 一五八

第三項 北支外艦船乗組員消費 一六〇

第四項 北支外よりの留學生の消費……………一七三

第七節 其の他……………一七六

 第一項 布教費……………一七六

 第二項 學校慈善團體費……………一七八

 第三項 其の他……………一八一

第六章 資本上の受取……………一八二

 第一節 總括……………一八二

 第二節 北支外よりの放資……………一八四

 第一項 北支國債及地方債の募集及賣渡……………一八四

 第二項 北支外よりの借入金及預り金……………一八五

 第三項 北支外よりの事業放資……………一八七

 第三節 北支外への放資の回收……………一九四

 第一項 北支外國債及地方債の賣渡及償還……………一九四

 第二項 北支外への貸付金及預け金の回收……………一九六

 第三項 北支外への事業放資の回收……………一九七

第三編 支拂之部

第一章 貿易上の支拂……………一九九

 第一節 總括……………一九九

 第二節 輸入……………二〇四

 第三節 移入……………二〇八

 第四節 冀東貿易及密輸入……………二一一

 第五節 修正……………二一五

 第一項 輸入價格修正……………二一五

 第二項 移入價格修正……………二一五

 第三項 禁制品輸移入……………二一七

 第四項 貿易表掲記外輸入……………二二一

第二章 地金及貨幣上の支拂……………二二四

第一節 總括 二二四

第二節 地金銀正貨の輸移入 二二六

第三節 紙幣の流入 二二七

第三章 利子配當及純益の支拂 二二九

第一節 總括 二二九

第二節 北支内證券の利子 二三〇

第三節 北支外よりの預り金借入金利子 二三〇

第四節 北支事業の配當及純益の北支外への支拂 二三五

第四章 政治上の支拂 二五一

第一節 總括 二五一

第二節 國民政府への財政上の支出 二五二

第三節 其他戰爭内亂等より生ずる支拂 二五三

第五章 勞務其他に於ける支拂 二五四

第一節 總括 二五四

第二節 勞務利益の北支外への仕送及持去り 二五八

第三節 海運關係支拂 二六六

第一項 總括 二六六

第二項 備船料 二七〇

第三項 船舶修繕費 二七一

第四項 貨物運賃 二七二

第五項 旅客運賃 二七二

附表一 二八一

附表二 二九一

附表三 二九四

第六項 繫船料其他チャージ 二九七

第七項 店 費……………二九九

第四節 保險關係支拂……………三〇一

第一項 北支保險會社の保險金支拂……………三〇一

第二項 北支外保險會社への保險料支拂……………三〇一

第五節 手數料並商業利益……………三〇六

第六節 北支在住者の在外消費……………三一〇

第一項 旅行者消費……………三一〇

第二項 移住者持參金……………三一八

第三項 船舶乗組員消費……………三一九

第四項 留學生消費……………三二一

第七節 其の他……………三二四

第一項 郵便電信電話料……………三二四

第二項 映畫上映代……………三二五

第六章 資本上の支拂……………三二七

第一節 總 括……………三二七

第二節 北支外放資……………三二九

第一項 北支外國債地方債の應募及購入……………三二九

第二項 北支外への貸付金預け金……………三三三

第三項 北支外への事業投資……………三三五

第三節 對北支放資の返還……………三三八

第一項 北支國債地方債の買戻及償還……………三三八

第二項 借入金預り金返還……………三三八

第三項 對北支事業投資の引揚げ……………三四〇

附 録

一、支那國際收支調査實施に就て……………三四三

二、北支國際收支調査實施要領……………三五三

三、國際收支調査關係者協議會報告書……………三六三

四、國際收支に於ける地金貨幣の取扱に就て……………三六五

附 表

第一表 北支國際收支差引表

第二表 北支國際收支總括表
(1) 昭和十年度、(2) 昭和十一年度、(3) 昭和十二年度

第三表 北支國際收支累年比較表
(1) 綜合、(2) 對日本、(3) 對滿洲、(4) 對中南支、(5) 對外國

第四表 北支國際收支明細表
(1) 昭和十年度、(2) 昭和十一年度、(3) 昭和十二年度

第五表 圓ブロック對比圓ブロック外北支國際收支表



第一編 總 論

第一章 國際收支檢討の意義

一定期間に於ける國際收支は必ず平衡を保つものとして理解するを要す。即ち一國の外國に供給する商品及勞務が外國より收受する商品及勞務より少きときは必ず地金銀の輸出、資産の賣却、募債（外國よりの投資）等の方法に依りて決済せざるべからず。又一國の外國に供給する商品及勞務が外國より收受する商品及勞務を超過するときは必ず地金銀の輸入、外國への投資（外國資産の購入及貸付金等）等を生じ收入及支出をして平衡を得せしむるに至るべし。故に純理論的觀點より謂へば一國の國際收支は必ず全體として平衡を保ち支拂超過又は受取超過なることはあり得ざるなり。國際收支は常に斯かる性質のものとして理解すべきものにして通常其の發表の形式は收支均衡の状態に於て表示するものとす。

斯の如き全體として收支平衡状態を示す國際收支に於ても箇々の項目を取りて其の收支を比較するときは收支平衡すること殆ど稀にして必ずや支拂超過又は受取超過の状態なり。従て吾人は國際收支表を見る場合各項目の全體に於て占むる地位及各項目の收支バランス並一項目の支拂超過は他の如何なる項目の受取超過にて補はれたりやを檢討し以て國際收支全體の構成を考察するを必要とす。

以上の檢討は單に一定期間の國際收支に依る一國の對外對内經濟關係の靜態的觀察たるに止り國際經濟に於ける一國の經濟的發展の趨勢を知らむか爲には夫れのみにては未だ不充分なり。此の目的を達する爲には更に過去毎年の國際收支の累積の結果既定の歴史的事實となれる國際貸借（國際債權債務關係）との關聯に於て現在の國際收支の各項目の順勢或は逆勢が將來に於て如何なる變化を爲すやの動態的觀察を必要とするなり。例へば或年の國際收支が他國よりの新規借入金に依り辛

じて收支均衡を保ち得し場合——夫れは勿論該期間の逆勢を示すものなり——若し借入資金が單に一時的のものにして消費に振向けらるゝことなく生産部門に使用せられて將來の輸出に資するならば將來の國際收支上の順勢を招致すべし。若し其の借入金が或年のみならず例年繰返さるゝものにして過去の借入金の累積に依る尨大なる對外債務の爲新規借入金額以上の對外利拂を餘議なくせしめらるゝが如き状態なれば將來の返済も覺束なく遂には經濟的隸屬の止むなきに至るべし。依て一時借入金の如きも其の前後の關係を考察することに依り一國の經濟的動向との關係を知悉すべきなり。

以上述べたる所は國際收支上の數字に表はれたる現象のみの觀察に止る。吾人は更に一步進んで單なる表面上の數字のみに捉はる事なく各項目の實質内容を國內諸情勢より具體的に検討し國外よりの諸關係に制約さるゝ一國經濟の構造的性質を把握せざるべからざるなり。

一國が外國より毎年多額の投資を受け且其の利拂が相當額に達することあれば國際收支上の數字のみより判斷しても本國對植民地の如き隸屬關係あるを思はしむ。斯の如く或る程度の數の關係より質の關係を判斷することは全然不可能には非ざるも數のみを見て質の検討を怠るときは重大なる錯誤に陥ることあり。例へば貿易上の收支に於て同じく入超と稱するも支那の夫れと英獨の夫れとは質に於て同一ならず、即ち貿易品目の構成を異にし輸出入相手國構成に根本的なる質的相異あり、且其の入超をカバーする他項の性質が根本的に異なる。従つて英國に於ける貿易入超の樂觀論は支那に於て適用されざるは當然なり。

又前述せる如き他國よりの一時借入金を生産部門に使用することに依り出超に轉じ國際收支上有利なる状態を招致するものとして其の借入金を自國人が貸付國の何等掣肘を受くることなく自主的に行使する場合と、借入金が貸付國自身に依り使用され或は貸付國の支配下に於て使用さるゝ場合とは借入金の借入國に於ける意義は本質的に異なるものなり。

斯かる事情は表面上の數字のみにては知悉さるゝものに非ず、數字の背後に潜む具體的なる事實を究明することに依り始

めて其の性質を明にするを得るなり。故に國際收支に於て各項目相互の關係に於ても又前年度との因果關係を見る場合に於ても皮相的なる數字のみに捉はれず其の本質を正當に把握することに依り一國の經濟的發展乃至衰退の段階及動向を正確に認識するを得るなり。

要之國際收支は一國の政治的經濟的對内外諸關係を對外收支過程に於て貨幣數量に依るバランスの形式を以て集中的に表現したるものに外ならず。對内對外的諸關係が原因にして國際收支は其の結果なり。故に國際收支に表はれたる結果が一國に取り不利なれば以て其の原因たる諸關係を改革することに依り有利に導かざるべからず。斯る限りに於て國際收支の検討は實踐的なる政策的立場に對し種々の對策樹立を要請するものとして意義あり。

更に國際收支は一定期間の對外收支の決算を示すものにして他國との相互依存關係の地位及程度を表示するのみならず、其れと密接不離の關係にある國內諸情勢をも反映するものにして對内對外諸關係を數字を以て凝結せしめたる根據とも稱し得べく、之を検討することは對外關係の立場より一國政治經濟の構造的性質を究明するに外ならず。

例へば支那國際收支を一覽すれば貿易入超、外國よりの對支投資、外國軍隊駐屯費武器阿片等の密輸入、外國よりの慈善事業費、布教費、華僑の送金等著しき特徴を有し之を長期に亘り觀察すれば支那の半植民地化の過程に對する系統的且史的認識を得るのみならず支那國民經濟の發展過程に對し具體的なる概念を掴み得るなり。

以下一九三五年(昭和十年)より一九三七年(昭和十二年)に至る三箇年の北支國際收支の構成を上述の立場より検討せんとし、先づ各年別の收支構成を一應數字のみの立場より概觀し、次て三箇年を通じて表はれたる北支國際收支の特徴を國內國外諸情勢の推移との因果關係に於て把握し、以て北支社會の經濟的性格を明にし更に戰時體制下に於ける日本にとりて北支の持つ所の資源的支柱としての役割に對し現實の北支國際收支は如何なる解答を爲しつゝありやに就き考究せんとするなり。

第二章 昭和十年度概況

(一) 全體の收支構成より見たる概況(第一表及第二表の(1)参照)

貿易上の收支に於て總括表に於ける修正、密輸移出入等の額を適當に加減して輸移出入のバランスを見れば左の如し。

(單位千元)

	受取	支拂	受取(△支拂)超過
輸出入	一九二、二一四	一九九、〇〇八	△六、七九四
移出	二四七、八五五	二九五、七五三	△四七、八九八
計	四四〇、〇六九	四九四、七六一	△五四、六九二

即ち輸出入、移出入共に入超にして結局貿易上に於て五千四百萬元の支拂超過なり。後述の如く昭和十一年十二年も入超にして之は貿易外の何等かの受取によりバランスされざるべからず。

地金、貨幣上の收支を見れば銀の密輸出が異常に旺盛を極めし年にして紙幣の流入に依る一千萬元の支拂あるに拘らず結局に於て五千七百萬元の受取超過を示し貿易上の支拂超過を償つて優に餘りあり、利子配當、純益上の收支を見るに中南支に對する北支よりの既往の内國債投資(北支銀行の紙幣發行準備を含む)及社債投資一億三千五百萬元に對し八百萬元の利子受取りあり、又中支への銀行預け金二千萬元に對する七十萬元の利子受取りあり、一方北支鐵路借款の中支への支拂利子一千三百萬元あり、純益收支に於ては五千三百萬元の支拂に對し受取は二百萬元に過ぎず、結局全體に於て五千五百萬元の支拂超過にして其の中、中南支への支拂は四千萬元なり即ち日滿、中南支外國よりの好個の事業投資地として北支が利用され居る事を表明するものなり。政治上の收支より見れば對國民政府收支は三千一百萬元の支拂超過となり夫れ丈

け財政上の中央政府への隸屬化を意味し其の大部分は外債擔保北支負擔分となるに非ずやと考へらる。一方軍隊駐屯其の他の外國政府經費として三千三百萬元の受取りあり、結局政治上の收支全體として二百萬元の受取勘定なり。

勞務其の他に於ける收支に關しては商業利潤收支に於ける八百萬元、保險關係收支に於ける二百餘萬元の支拂超過を除いて出稼人の仕送り海運關係其の他に於て三千四百萬元の受取超過となり結局に於て二千四百萬元の受取超過を示せり。

資本上の收支に於ては新規投資に於て約九百萬元、投資の回收に於て五百萬元の受取超過となり結局に於て一千四百萬元の受取超過なり。

以上に依り全體の收支構成を見るに貿易上の支拂超過は地金輸移出上の受取超過にてカバーされ、商業利潤、利子等に於ける五千五百萬元の支拂超過は勞務、資本上の受取に依り均衡をとれる状態なり。

資本上の收支及地金貨幣上の收支を臨時收支とし貿易上の收支、利子配當純益上收支、政治上の收支、勞務其の他に於ける收支を經常收支とすれば昭和十年度の經常收支は八千三百萬元の支拂超過にして外來投資により辛じて收支の均衡を保てる状態なり。

されば國際收支全體に於て一千一百萬元の差を生じ支拂超過となり之を均衡項目として計上せり。之は資料の缺乏不備に基く推定の誤謬或は集計洩れ等の理由に依り已むなく生ぜざる項目なり。其の内容不明なるも若し他の項目の推計調査にして誤なくば阿片及珍器名什等の骨董品の密輸移出が一應考慮さるゝなり。

又具體的に數字を擧ぐることは能はざりし第三國より新規投資が此の内に含まるゝものに非ずやと考ふ。

(二) 對外地別に見たる收支概況

(イ) 對日本

主要項目に就きて收支差引を見れば次の如し。(單位千元)

主要項目	受取(△支拂)超過
貿易上ノ輸出入	△二二、八八九
地金上ノ收支	一〇、四九五
事業純益	△八、〇七六
日本政府經費	五、二八八
投資	三、七三一

勞務其の他の收支に於ては旅行者消費、海運關係等に於ける受取超過は商業利潤、保險關係に於ける支拂超過にて相殺され結局全體に於ては日本に對し一千一百萬元の支拂超過なり。

(ロ) 對滿洲

主要項目	受取(△支拂)超過
正常貿易上の輸出入	△四、七六八
冀東貿易及密輸出入	△三六、〇九二
地金貨幣上の收支	六〇、一七六
預金及貸付金利息	一五八
事業純益	△九八
勞務其の他に於ける收支	二五、五五三
投資	二、三六三

結局對滿洲收支の全體に於て四千七百萬元の受取超過なり。但し此の内最大の受取超過を示す地金貨幣上の収入は昭和十年度現銀の密輸に基き本年度のみの特殊現象なれば之を以て例年を律すべからざるは勿論なり。冀東貿易の性質は一應滿洲への支拂となるも殆ど全部が實質に於ては對日本向支拂となる事注意を要す。

(ハ) 對中南支

主要項目	受取(△支拂)超過
貿易上の移出入	△四七、八九八
地金貨幣上の收支	△一三、一三八
證券の利子	八、一六六
預金貸付金利息	△一三、〇一一
事業純益	△三八、五七八
對國民政府財政上の收支	△三〇、七〇五
勞務其の他の收支	△七、四〇七
資本上の收支	八、二三三

全體に於て一億三千四百萬元の支拂超過にして投資關係に於ける受取超過を除けば悉く支拂超過なる事注目に値す。

(ニ) 對外國

主要項目	受取(△支拂)超過
貿易上の輸出入	五六、九五五
事業純益	△四、三五四
外國政府經費	二七、八四〇
勞務其の他の收支	六、九五一

全體には八千七百萬元の受取超過なり。

以上の對外關係を綜合すれば日本、中南支に對する支拂超過を滿洲外國よりの受取超過にてカバーせる状態なり。更に昭和十年度の臨時的收支項目として地金貨幣上の收支及資本上の收支項目を除外すれば北支の對外別經常收支状態は次の如し。(單位千元)

地 別	受取(△支拂)超過
對 日 本	△二五、七五二

對 滿 洲	△一五、二四七
對 中 南 支	△一二九、四三三
對 外 國	八七、四二一
計	△八三、〇一一

即ち八千三百萬元の支拂超過となる。

第三章 昭和十一年度概況

(一) 全體の收支構成より見たる狀況(第一表及第二表の(2)参照)

均衡項目に約四千萬元の巨額を計上せざるを得ざるに至りたるは甚だ遺憾にして此の數字の具體的内容如何に依り收支構成に變化を來すべきも、一應此の數字を除外して收支構成を一瞥すれば左の如くなるなり。先づ貿易上の收支を見るに總括表に於ける修正、密貿易を夫々加減して全體としての收支を見れば次の如し。(單位千元)

輸 出		移 入		計	
受 取	支 拂	受 取	支 拂	受 取(△支拂)超過	支 拂(△受取)超過
二三八、四二四	二四八、六七六	二九八、五八〇	三一一、七一七	△一〇、二五二	△一三、一三一
五三七、〇〇四	五六〇、三八七			△二三、三八二	

即ち昭和十年と同じく輸移出入共に入超にして兩者合計にて二千三百萬元の支拂超過なり。

地金の收支に於ては一千一百萬元の受取超過、紙幣の流出入に於ては一千七百萬円の支拂超過なり。

證券の利子にては一千四百萬円の受取超過、預金貸付金利子に於ては一千三百萬元事業純益にては五千六百萬元の支拂超過なり。

對國民政府收支は二千五百萬元の支拂超過、外國政府經費に於ては四千萬元の受取あり。

勞務其の他の收支に於ては商業利潤は一千二百萬元、保險は二百萬元の支拂超過、旅行者消費、勞務者の仕送、海運關係其の他等にて三千五百萬元の受取超過にて結局二千萬元の受取超過となる。

資本上の收支に於ては新規投資に於て二千一百萬元の受取超過、投資の回收に於て一千二百萬元の支拂超過にて結局九百萬元の受取超過となる。

全體に於て貿易、地金、貨幣、利子、純益上の收支は支拂超過、政治上、勞務利益上、資本上の收支は受取超過にして受取總額八億七千九百萬支拂總額九億一千九百萬にして差引三千九百萬を均衡項目に計上する事となれり。

本年度は前年度の如き七千萬圓以上の銀密輸出に依る受取勘定なく前年度に比し貿易收支に於て三千一百萬元の入超過となれるも遂に全體として支拂超過を消滅せしむるを得ず之が三千九百萬円の均衡項目を計上せしむるに至りたる最大原因なりとす。而も前年の銀密輸出が其の年の特殊原因に基く臨時的性質のものなりとすれば例年の北支國際收支は經常收支上に於ては支拂超過にして地金、貨幣の輸出、借入金或は支拂の繰延べ、又は過去の對外債權の利子或は元本を喰潰す如き方法以外に收支を償ふ途なし。即ち實際上地金貨幣收支、北支よりの事業投資、投資の回收等の項目に於ける受取額が本年度の推計に表はれたる數字よりも或は多額なるに非ざるやと考へらるゝ所以なり。又集計洩れとして阿片骨董等の輸移出等が相當額に達せるも之を全然計上せざりし事が支拂超過を生ぜしむる一原因に非ざるやと思惟さる。或は支拂側の推計が過大に失せしやも計り難く具體的に均衡項目の内容を説明し得ざるも以上の諸點より考察して第三國よりの新規投資地金銀の輸移出及支拂の繰延べ即ち一種の借入金に相當巨額に達せしに非ざるやと思はるるなり。

(二) 對外地別に見たる收支概況

(1) 對 日 本

主要項目の收支を見れば次の如し (單位千元)

第一編 總論

主要項目

貿易上の輸出入
 地金上の收支
 事業純益
 日本政府經費
 商業利益
 旅行者消費
 投資

受取(△支拂)超過

四、八〇一
 九九五
 △二〇、四六三
 八、四五六
 △一、五四〇
 二、三一一
 一〇、五七四

全體に於ては一千四百萬元の受取超過となる。投資に於ける受取、事業利益に於ける支拂超過は日本よりの對北支投資の旺盛なることを物語るものなり。

(ロ) 對滿洲

主要項目

正常貿易上の輸出入
 冀東貿易及密輸入
 地金貨幣上の收支
 勞務利益の仕送
 商業利益
 旅行者消費
 資本上の收支

受取(△支拂)超過

四、六九六
 △八一、二一〇
 二、九九〇
 一九、二二八
 三、一八四
 二、四九九
 四、九七九

全體に於て五千二百萬元の支拂超過にして前年の全體の受取超過四千七百萬元に對照して興味あり。即ち前年度に於ける地銀密輸出の旺盛なりしこと、本年の特殊貿易の熾烈を極めしこととの間に資金關係に於て何等かの因果關係あらざるやを思はしむるなり。

(ハ) 對中南支

主要項目

貿易上の移出入
 地金上の收支
 紙幣上の收支
 證券の利子
 預金及貸付金利子
 事業純益
 對國民政府收支
 商業利益
 投資
 投資の回收

受取(△支拂)超過

△一三、一三一
 六、〇六三
 △一五、九四五
 一四、三八〇
 △一三、〇一一
 △四二、三二三
 △二五、五八八
 △一一、一五二
 六、三〇三
 △一二、四五二

全體に於て一億五百萬元の支拂超過なり。

(ニ) 對外國

主要項目

貿易上の輸出入
 事業純益
 外國政府經費
 常務上の收支
 商業利益
 旅行者消費
 學校教會費等

受取(△支拂)超過

七〇、八五三
 △四、五五四
 三二、三二八
 △四、一七四
 △二、五〇〇
 六、〇三五
 六、三四九

全體に於て一億三百萬元の受取超過となる。

第一編 總論

以上の全體を綜合すれば中南支、滿洲に對する支拂超過を日本、外國に對する受取超過にてカバーせむとして及ばざる状態なり。猶資本上の收支及地金貨幣上の收支を除き貿易收支及貿易外經常收支の合計を見れば收支差引左の如し。

地 別	受取(△支拂)超過
對 日 本	三、二九七
對 滿 洲	△六〇、三八七
對 中 南 支	△八九、五三六
對 外 國	一〇三、一四五
計	△四三、四八一

即ち四千三百萬元の支拂超過なり。

第四章 昭和十二年度概況

(一) 全體の收支構成より見たる概況(第一表及第二表の(3)参照)

貿易上の收支は修正、密貿易等を夫々加減すれば次の如し。(單位千元)

輸 出	受 取	支 拂	受取(△支拂)超過
輸 出 入	二六四、八六三	二八八、五六七	△二三、七〇四
移 出 入	二二一、五一二	二三六、〇八九	△一四、五七七
計	四八六、三七五	五二四、六五六	△三八、二八一

輸出入、移出入共に入超にして兩者合計にて三千八百萬元の支拂超過なり。

地金貨幣上の收支に於ては鮮銀券の大量流入に基き約五千六百萬円の支拂超過なり。

證券の利子に於て内國債の受取利子は事變勃發と雖全額受取ることとし、事業純益支拂は事變により激減せる爲結局前年及前々年度と異り利子配當純益收支に於て珍しくも七百萬元の受取超過を示すに至れり。

政治上の收支に於ては對國民政府支拂超過は例年の半額程度となり外國政府經費は日本の事變軍費を除き四千二百萬元の受取超過となり。又此の年の特殊現象として事變勃發直後山東省に於ける韓復榘の現銀南送二千五百萬元ありて結局三百萬元の受取超過となれり。

勞務其の他の收支に於ては中南支向商業利益支拂ひの減少、日本よりの旅行者移住者の増加等に依り例年よりも受取多く結局三千一百萬元の受取超過となりたり。

資本上の收支に於ては事變後の日本滿洲よりの投資激増し前年より一千四百萬元の増加となり居るも事變に依る中南支向資本逃避六千萬元なる爲結局に於て二千八百萬元の支拂超過となれり。

全體に於て貿易上、地金貨幣上、資本收支上の支拂超過を利子配當、純益上、政治上、勞務其の他の收支上の受取超過にてカバーせんとするなり。總計に於て受取總額七億五千六百萬元支拂總額八億三千七百萬元差引八千萬元を均衡項目として計上せり。

而して本年度は事變勃發の爲例年と收支構成を異にせる所尠からず、就中鮮銀紙幣の流入に依る巨額の支拂計上、中南支向事業支拂減少に基く純益上の受取超過、事變勃發後の日本資本の急激なる進出に基く新規投資の激増、中南支向資本逃避等例年と比較して顯著なる相異なり。猶日本軍の軍費は本年度は一切計上せざりしが之は戦争に依る受取として相當額に達する爲本年度の收支に於ける均衡項目額を縮少せしむる要素と考へらる。

(二) 對外地別に見たる收支概況

(1) 對 日 本

主要項目	(單位千元)
貿易上の輸出入	受取(△支拂)超過 四、一一三
事業純益	△ 八二〇

日本政府經費
勞務利益の仕送
投資

二、一二〇
△二、五一一
二五、〇二九

全體に於て二千九百萬円の受取超過となる。

(ロ) 對滿洲

主要項目

受取(△支拂)超過

正常貿易上の輸出入
冀東貿易及密輸出入
紙幣流入に基く支拂
勞務利益の仕送
商業利益
旅行者消費
投資

△ 四、四〇六
△ 一一九、八五二
△ 五〇、〇〇〇
一五、七三九
三、三五七
三、九〇二
六、一五三

全體に於て一億四千二百萬元の支拂超過なり。

(ハ) 對中南支

主要項目

受取(△支拂)超過

貿易上の移出入
地金上の收支
紙幣流入に基く支拂
證券の利子
預金貸付金利子
事業純益
對國民政府收支

△ 一四、五七七
四、〇三三
△ 一〇、二三七
一八、七〇五
△ 六、五〇六
△ 八六五
△ 一四、〇七三

戰爭内亂より生ずる收支
勞務其の他に於ける收支
投資の返還

△ 二四、八九四
一、四七六
△ 五七、一七六

全體に於て一億四百萬元の支拂超過なり。

(ニ) 對外國

主要項目

受取(△支拂)超過

貿易上の輸出入
事業純益
外國政府經費
勞務利益の仕送
商業利益
旅行者消費

九六、四四一
△ 三、六九八
三九、九八一
△ 四、〇一七
△ 二、五〇〇
六、〇八〇

全體に於て一億三千八百萬元の受取超過となる。

以上綜合すれば日本外國に對する受取を以て滿洲中南支に對する支拂超過をカバーするなり。猶地金貨幣上及び資本上の收支を除外して貿易收支と貿易外經常收支との合計につき收支差引状態を見れば次の如し。

地別
對日本
對滿洲
對中南支
對外國
計

五、九二七
△ 九九、二五九
△ 四〇、七三四
一三七、五五一
三、四八五

即三百萬元の受取超過にして前年前々年の數千萬円の支拂超過と様子を異にせるも之は事變に依る特殊の年なるが故なり。

第五章 北支國際收支構成の特徴

第一節 對外地別に見たる北支國際收支構成

以上各年度別に收支バランスを通じて北支國際收支が如何なる性質のものなりやを見たるが更に三箇年を通じての對外地別北支國際收支構成内容を検討して數字の背後に潛む具體的事實を明にし、各年を通じての共通の型従つて其の特徴を明にせんとす。

(一) 對日本關係

北支と日本との國際收支上の最も基本的な特徴は次の如く表現することを得。

貿易 收 支—支 拂 超 過
 利子 收 支—支 拂 超 過
 資本 收 支—受 取 超 過

但し國際收支總括表に於ける對日本貿易收支昭和十一、十二年度は夫々四百萬圓の受取超過となれるも滿洲(關東州)を伸繼とする冀東貿易を實質上對日本貿易と考ふれば昭和十年五千九百萬圓、昭和十一年七千六百萬元、昭和十二年一億一千五百萬元の對日支拂超過となるなり。以下各收支別に其の内容を見て其の表はす意味を明にす。

(1) 貿易收支

全北支貿易に於ける對日貿易の占むる地位を見るに左の如し。(次表の數字は本推計調査に依る修正加算のものなり)

輸 出

(單位千元)

年 度	北支輸出總額(A)	對日本輸出(B)	(B)の(A)に對する比率
昭和一〇年	四四〇、〇六九	四六、九一三	一〇・七%
昭和十一年	五三七、〇〇四	六七、七一三	一二・六%
昭和十二年	四八六、三七五	六二、三三六	一二・八%

輸 入

年 度	北支輸入總額(A)	對日本輸入(B)	(B)の(A)に對する比率
昭和一〇年	四九四、七六一	六九、八〇二	一四・二%
昭和十一年	五六〇、三八七	六二、九一二	一一・二%
昭和十二年	五二四、六五六	五八、二二三	一一・一%

但右輸入には冀東貿易に依る數額を除外せるに付之を考慮に入れば輸入に於ける比率は次の如くなる。

昭和一〇年 二一・三%
 昭和十一年 二五・七%
 昭和十二年 三三・九%

猶以上に於ける北支總輸移出入額には中南支及西北支那、滿洲陸路貿易額をも包含せるを以て海關統計の數字とは異なるものなり。更に對日本貿易の商品別構成の百分比を第二編第一章第二節及第三編第一章第二節の統計より作成すれば次の如し。

品別	輸 出			輸 入		
	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
食料粗生品	三〇・五	二二・九	八・八	六・八	七・一	三・八
食料製品及嗜好品	三・三	三・八	一〇・四	八・八	三・六	五・六
原料	四六・九	五八・九	五八・四	二・四	三・九	〇・二
原料用製品	一六・九	一二・六	一二・三	一九・二	二二・九	一六・〇
全製	一・七	一・七	六・五	六一・二	五八・七	七二・〇
雜計	〇・七	〇・一	三・六	一・六	三・八	二・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち輸出に於ける原料品、食料粗生品、輸入に於ける全製品、原料用製品の占むる率の大なるは北支經濟の半封建的半植民地的後進性の必然の結果にして更に其の重要商品を滿鐵北支經濟調査所編北支經濟統計季報第六號の貿易統計により拾へば輸出に於ては實棉及線棉、羊毛、石炭、鹽等の工業原料品、輸入に於ては綿製品、砂糖、水産物、鐵製品、機械及同部分品、藥品、染料、木材、車輛、船舶等大部分が工業製品なり又冀東貿易に於ては人絹、砂糖、煙草用紙の輸入の大なることは周知の事實なり。

事變に依る商品別構成の著しき變化は昭年十三年以後に於て表はれるも既に昭和十二年度に於ても軍需並治安維持上必要な民需及邦人増加による需要増大の表はれとして小麦粉、麥酒、清酒及雜品の前年度に比しての顯著なる輸入増加あり。

更に工業製品に於ても綿織物、人絹、砂糖、紙等の輕工業製品に比して重工業製品としての鐵製品、機械、車輛、船

舶等の輸入が北支開發の要請に基き相對的に増加しつつあることを窺ふことを得るなり。要之北支は貿易上より見て日本の資本制工業製品の販賣市場並原料供給地たる意味を持ち典型的な從屬的關係を示せり。

又貿易收支に於て冀東貿易(冀東政權によりて合法化せられざりし時の密貿易を含む)の占むる額が比較的大なることは單に經濟上の現象としてのみならず當時の日支間の政治的勢力の相刻として理解すべきものなり。北支國際收支上に表はれたる冀東貿易の占むる地位を推計調査表によりて見れば次の如し。

(1) 總輸入との關係

(單位千元)

年 度	北支輸入總額(A)	冀東貿易輸入額(B)	(B)の(A)に對する比率
昭和十年	四九四、七六一	三六、〇九二	七・二%
昭和十一年	五六〇、三八七	八一、二一〇	一四・五%
昭和十二年	五二四、六五六	一一九、八五二	二二・八%

(2) 對日本輸入との關係 (正常貿易との關係)

年 度	對日本輸入額(A)	冀東貿易輸入額(B)	(B)の(A)に對する比率
昭和十年	四六、九一三	三六、〇九二	七六・八%
昭和十一年	六七、七二三	八一、二一〇	一一九・九%
昭和十二年	六二、三三六	一一九、八五二	一二二・七%

即ち右表に依れば昭和十一年は北支全輸入の一四・五%、十二年度は二二・八%を占め對日本正常貿易との關係に

於ては昭和十一年十二年共に正常貿易を凌駕するに至り單に北支のみの問題に非ずして夫れ等商品の南下は中支貿易にも相當の影響を及ぼすに至れり。斯かる莫大な非常貿易を發生せしめたる諸條件の中著しきものとして國民政府の一九三〇年以來、一九三四年に至る數次に互る著しき關稅引上、一九三五年(昭和十年)六月梅津何應欽協定による支那中央勢力の減退、同年十月に於ける冀東防共自治政府の成立、一九三六年二月同政府による冀東沿海輸入貨物陸揚查驗規則の制定等を想起す。斯くて冀東貿易の出現の意味は支那の半封建性より來る地方政權の分裂的傾向と日本大陸政策進出との結びつき及夫れに對する國民政府の統一化との相剋にして、更に此の冀東貿易の影響による國民政府の關稅收入の減少は夫れ等を擔保とする英米借款不安を惹起して列強間にも新しき問題を提起せしめ、其の後問題の解決なくして日支事變の勃發となれり。尙此の他に北支貿易上の特殊性として北支軍閥武器密輸入として日本よりも金額にしては些少ながら武器輸出あり。此の現象も地方軍閥の地盤擁護と列強の利害の結びつきを暗示して支那の半封建性を示唆するものなり(第二編第一章第五節第三項參照)。

又昭和十年度の北支よりの大量の現銀の密輸出ありて猖獗を極めたり。此の現象は貿易收支にて取扱はず地金貨幣上の收支に於て取扱ひたり。見様に依りては商品輸出と看做し得べく此の現象も當時米國の銀政策による銀流出として純粹の經濟的觀點より解釋する以外に何等か北支の政治的特殊性と關聯あるを思はしむるが如きも茲には之以上觸れざるべからず。されど之に關しては何等適確なる調査資料なき爲、本推計調査に於ても極めて大體の數字を計上せしむることとす。

(ロ) 利子收支及資本收支

茲に所謂利子收支とは從來の投資に對する利子及事業純益收支を意味し、資本收支とは各年度に於ける新規投資の回收に依る收支を指すものとす。利子收支を検討する爲には先づ北支の受取として既往の日本よりの對北支投資を詳にせざるべからず。されど之に關しては何等適確なる調査資料なき爲、本推計調査に於ても極めて大體の數字を計上せしむ

み。日本よりの對北支投資の大體の輪廓に關しては左の數字あり。

一九三七年初現在對北支投資額

財政部借款	五三、四四三
交通部及鐵道部借款	八八、〇三〇
會社其他に對する借款	二〇、〇〇〇
鐵道借款	一〇二、二五五
鐵山投資借款	一一、五〇〇
直接事業投資	一八〇、〇〇〇
計	五九四、七二八

但し右の内事業投資は最も不完全にして殊に最近の數字は計畫資本額のみにて事變に依り中絶せられしもの多し。又内地其他に本店を有するものにして北支のみの投資不明のものは省略せり(滿鐵産業部編北支那經濟綜觀に依る)。今北支國際收支に於ける利子收支に關しては利益の北支より直接對日還流を見るを主眼とす。然るに上記に於ける政治借款、鐵道借款は國民政府との關聯に於て見るべきものにして且之等の諸借款は大部分が焦付となり、利子は愚か元金の回收さへ困難なれば利益還流の考察を對象とする本推計調査より除外すべきものとなる。

從つて本推計調査の對象となるは主として直接事業投資なり。以下第三編第三章及第三編第五節より日本の直接事業投資を抽出すれば左の如し。

昭和十年度投資額

事業	(單位千元)
礦山業	四、〇〇〇
電氣業	六、一五〇

紡績業	三三、〇〇七
製粉業	三〇〇
捲煙業	二五〇
其他工業	一、六七四
不動產	一〇、七四九
商業投資	七四、〇〇〇
計	四七、一五四
	一七六、二八四

而して右一億七千六百萬円の投資に對し昭和十年度は約九百萬円の對日利益支拂あり。
 利子收支としては銀行預金利子の對日受取を考慮に入れて差引昭和十年八百萬元、十一年一千萬元、十二年八四萬元の支拂超過となる。十二年度の支拂超過減少は事變勃發に依る山東居留民の總引揚に依る影響にして之は異例に屬するものなり。

次に資本收支を見るに日本よりの對北支新規投資は昭和十年三百七十萬元、十一年一千萬元、十二年二千五百萬元となり之が受取として計上され、支拂としては昭和十二年の山東居留民の資本引揚百六十萬元あり。

猶事變前に於ける上海の日本系紡績資本の北支進出を逸して日本の對北支投資を論ずる事能はざるも、本推計調査に於ては中南支よりの受取として計上せる爲茲には一應除外することとなれり。

日本よりの事業投資が急激に増大せるは昭和十三年以後のことにして、従前は地理的近接にも拘らず事業投資は振はず寧ろ既往の北京政府華かなりし頃の政治的意味を帯びたる借款投資が比較的多額なりしなり。即ち夫れ等の投資に於ては早くより英獨佛白等の資本と激しき角逐をなし、殊に鐵道に於ては資本の輸出と夫れに伴ふ機材の賣込、更に沿線に於ける石炭鐵等の資源開發延いては政治的經濟的勢力圏の設定に關して列強競争への割込をなせしなり。直接事業投

資に關しては前歐洲大戰後漸く本格的に北支の舞臺に登場し主として各國並支那民族資本と輕工業方面に於て覇を競ひ、特に山東河北の豊富なる棉花と低廉なる勞働力の供給は内地に於けるカルテル強化より來る矛盾打開策としての紡績資本の進出を促せり。

其の後日本の大陸政策の強化の必然性より來る北支に對する潜在的壓力は國民政府に依る國家統一の傾向と摩擦を生じ遂に日支事變勃發するに至り、茲に日本對北支の關係は従前と根本的に一變するに至れり。即ち従來の如く輕工業を中心とする消費財市場或は資本逃避的な投資市場に非ずして日本經濟の戰時體制強化に基く輕工業より重工業への轉換發展上の資源的支柱としての北支の意味が重要性を持つこととなれり。昭和十二年の貿易品目の構成、天津電業及井陘炭礦への興中公司の投資等に於て既に其の片鱗を窺ふ事を得るなり。

(三) 對滿洲關係

對滿洲の三箇年を通しての國際收支上の特徴は左の如し。

貿易收	支—支	拂	超	過
利子收	支—受	取	超	過
資本收	支—受	取	超	過
勞務收	支—受	取	超	過

(4) 貿易收支

貿易收支に於ては冀東貿易を對日本關係に移して除外すれば三箇年を通じて輸出入共極めて少額となる。昭和十、十一、十二年三箇年平均北支對外輸出入割合を見れば左の如くなる(第二編第一章第二節及第三編第一章第二節參照)。

對外地別	輸出	輸入
日本	二五%	四〇%
滿洲	一〇%	一〇%

外 國

六五ク

五〇ク

而も北支輸出総額に對する比率を見れば更に對滿洲貿易の占むる地位は小なり。

年 度	輸 出	輸 入 (冀東貿易を除く)
昭和十年	三・二%	三・九%
昭和十一年	四・八ク	五・五ク
昭和十二年	四・四ク	五・〇ク

茲に於て北支滿洲間の貿易關係が如何に稀薄なるかを知らる。

次に對滿貿易の商品別構成を見るに輸出に於て多額を占むるものは全製品、食料製造品及嗜好品、食料粗生品にして綿製品、煙草、小麥粉、藥材、香料、蔬菜等が多く、輸入に於ては食料粗生品、原料用製品として高粱、玉蜀黍、粟、大豆、大豆粕、木材、石炭等多し。

輸出品の内綿製品は青島日本系紡績製品にして煙草は英米トラスト系製品なり、且小麥粉も北支自體として自給不足なれば仲繼再輸出品に過ぎず、輸入の大部分が穀物なるは北支食料農産物の不足を裏書するものなり。

往時にては又熱河省より特産阿片及牲畜、豆類等の輸入及京津地方よりの雜貨、食料品、石油、紙等の輸出により熱河市場は京津地方の背後地たる關係に在りしが、滿洲國の成立により國境關稅設置せられて以後物資の交流自由ならず遂に從來の依存關係は斷ち切れ之と對蹠的に熱河鐵道の建設により熱河は日滿ブロック經濟圏内へ編入され、北支と滿洲の貿易上の依存關係は一層稀薄化するに至れり。

(ロ) 利子收支及貿易收支

對滿洲利子收支の受取超過は主として内國銀行の預け金、貸付金利子の受取り及北支よりの商業資本投資の利益回收等に基くものにして、之は往時より漢人の商業資本が移民と共に渡滿し滿洲をして前期植民地化せしめたる往時の支那

本土の滿洲支配の名残りとも謂ふべきものなり。

資本收支に於ける受取超過は事變前の所謂北支明朗化及事變後の北支政情の一變に對し滿洲を足懸りとせる日本系資本の北支進出に基くものにして、又本推計調査には具體的數字を掲ぐる事能はざりしも滿洲事變後の政治的不安に伴ふ支那土着資本の關内引揚げも此の傾向を助長せしに非ずやと考へらるるなり。

(ハ) 勞務收支

對滿洲關係の勞務收支の大宗をなすものは山東河北よりの移民の勞務利益の仕送及持歸りなり。

昭和十、十一、十二年度の北支よりの勞働者の入離滿數左の如し(第二編第五章第二節參照)。

年 度	入 滿 數	離 滿 數	差
昭和十年	四四四、五四〇	四二〇、三一四	二四、二二六
十一年	三五九、七六一	三八二、九六六	(一)三三、二〇五
十二年	三一九、二八六	二五九、〇九八	六〇、一八八

之等の入離滿者數の増減は北支及滿洲の政治的經濟的諸情勢を敏感に反映して恒常的な傾向をば示さざるも、大體に於て一九二五年(大正十四年)より一九三〇年(昭和五年)迄には毎年平均七、八〇萬人の入滿者ありて常に離滿者數を超過し比較的安定せる傾向を示せしが、一九三一年滿洲事變勃發に基く政治的不安、交通障害に依り入滿者數の減少と離滿者數の激増となり、一九三一年には遂に離滿者數の超過を示すに至れり。されど其の後の滿洲國の輝かしき生誕に依り治安恢復すると共に經濟開發上の要請に基き離滿者數は減少して再び事變前のノーマルな状態に還れり。されど滿洲に於ける支那勞働者の稼ぐ賃銀の國外逃避の防止並日本移民の對滿進出の見地より見たる人口政策等の立場より勞働統制の必要生じ一九三五年の支那移民の抑制に依り一九三六年(昭和十一年)より入滿者又減少し、十一年に於ける離滿者超過現象を生ぜしめたり。

何が故に河北山東より滿洲移民が発生するやの根本的原因に關しては既に種々調査され居り、今更茲に述べる必要なきも結局に於て北支農業機構に於ける貧農の過剩、耕地不足より來る窮民の發生に加へて、北支一帯を絶へず脅かす旱魃、水害等の自然的災害及軍閥に依る内亂、土匪の跳梁等の社會的災害に依る農村の破壊が離村の原因となり、安住の地を求めて入滿し、之に依り北支農村の危機を一應解決しつつありしなり。彼等の職業別構成を見るに滿洲事變以前は農業労働者が入滿者總數の過半數を占めたりしが、昭和十一年には約一六%に激減し、反對に工業労働者及土建労働者が半數以上を占むるに至れり。今後滿洲の鑛工業其の他の開發に従ひ從來よりも一層多數の労働力を必要とするに對し北支自體に於ける治水、道路、鐵道等の建設事業及鑛工業開發の必要は、或る程度の労働者移住を抑制せんとし、茲に滿洲北支を通じての労働統制の必要を生ぜしむるに至れり。

要之從來は北支と滿洲とは自然的社會的發達條件に於て酷似し兩者共に日本、中南支に對し共通する市場的地位に立ち、農工原料供給地、製品の販賣市場たりし爲、相互の聯關は比較的稀薄にして僅かに労働者移住關係のみが特筆すべき特徴なりき。今事變後は北支も圓アロク圏に包含され日滿北支を通じての生産力擴充が戰時體制下に於ける日本の要求として全面的に重要視され、茲に相互關係の緊密化を生じて從來の關係は根本的に一變するに至れり。

(三) 對中南支關係

對中南支關係は頗る複雑なる上に調査資料乏しく其の具體的計數を攝むこと困難なれば眞に實相を把握し得たりや多少の疑點なきにしもあらざれども以下本推計調査に基き大體の北支中南支との關係を見る。

(イ) 貿易收支

昭和十、十一、十二年の移出入關係は左に示す如く極めて不定なり。

年 度	移 出	移 入	受取(△支拂)超過
昭和十年	二三四、〇五六	二六四、七一	△三〇、六五五

昭和十一年	二八三、四〇一	二七八、四五五	四、九四六
昭和十二年	二一三、九二二	二一九、三六一	△五、四三九

但し總括表に於ける中南支貿易には西北貿易をも包含せるを以て、之を除外せる純粹の對中南支移出入貿易を揚げしものなり。對中南支貿易資料に關しては海路は「支那海關外國貿易統計年刊」あるも、北支六港移出入は北支六港相互の移出入を含み且國內仲繼移入洋貨及戒克貿易を含まず、故に第二編第三編の貿易收支修正の項に於て適宜に推計を以て加減せり。又陸路(河川水運を含む)に關しては支那鐵道統計の不備並適確なる既存資料なき爲算出特に困難なるも、鐵道内河運輸資料各地商品流通事情の資料、商品箇々の調査資料等より推計を爲せり。從て對中南支移出入貿易は輸出入貿易に比べて正確なりとは謂ひ難きも以下夫れに依る大體の趨勢に就き述べむ。

海路に於ては三箇年を通じて移出は食料粗生品、原料品、原料製造品、竝嗜好品の類多く落花生、棉花、石炭、落花生油、葉煙草、鹽、豆類を其の主たるものとし一方移入は食料製造品並嗜好品、全製品の類多く小麥粉、綿織物、綿糸、米、紙、茶、砂糖、捲煙草等を主たるものとす。従前は中南支に對し移入超過なりしが漸次移出増加の傾向を生じ特に昭和十二年は事變に依る移入の多少の減退をも考慮すべきも遂に移出超過となれり。

陸路に於ては移出は原料品、食料粗生品として棉花、石炭、落花生、雜穀類多く、次で原料用製品として人絹糸、牛羊皮等多し。移入は食料粗生品として米、小麥、高粱、胡麻、豆類多く原料品としては棉花(河南棉)、嗜好品として葉煙草多く全體の貿易バランスは移出超過なり。即ち海路陸路を通じて移入は工業生産品、食料、移出は工業原料品、農産品にして移入超過を續けしものと思惟せらる。北支は中南支に對して原料供給地にして一面商品消費市場にして此の交換を通じて現はれるものは北支の中支に對する植民地的性格なり。

(ロ) 利子收支及資本收支

移入 二二、一四二千元

外に禁制品として阿片の搬入八百九十萬元あり。

移出に於ては茶葉、織糸布、雜貨、煙草、石油、砂糖等食料嗜好品、全製品多く、移入に於ては羊毛其の他獸毛、毛皮、阿片、鹽、藥草等多く原料品が大部分を占む。而して京津地方へ移入されるものは獸毛、獸皮、阿片が主たるものにして獸毛獸皮は殆んど大部分が更に天津港より第三國主として米國へ輸出され、外貨獲得上重要な役割を演ずるものなり。夫れ等商品の移入額を掲ぐれば左の如くなる。(單位千元)

羊	九、九〇〇
其の他獸毛	四、〇〇〇
毛皮	四、八四五
計	一八、七四五

之を昭和十年年度天津港輸出貿易額九千一百萬元に比較すれば約二〇%に相當し、又北支全輸出額一億九千萬元の約一〇%に相當す、斯くて西北貿易は京津地方の日用品雜貨と新疆寧夏甘肅等の畜產品との交易にして、而も之等移入品が北支よりの對外輸出品の重要部分を占むる所に其の意義を認めざるを得ず。

事變後の日本戰時經濟は圓ブロック國際收支の適合を緊急必要とするものなるが故に、西北邊疆地區工作は單にソ聯を背景とする西北共產軍に對する防共的なる意義のみならず、西北物資出廻り促進が圓ブロック強化に對し有力なる支柱となる點に鑑みて、經濟的なる意義に於ても理解されざるべからず。

(五) 對外國關係

昭和十、十一、十二年の三箇年を通じての國際收支上の特徴を示せば次の如し。

貿易 收 支—受 取 超 過

利子 收 支—支 拂 超 過

勞務 收 支—受 取 超 過

政治上 收 支—受 取 超 過

(イ) 貿易收支

先づ全北支貿易總額に對する外國貿易の占むる地位を見るに左の如し。

年 度	北支輸出總額(A)	對外國輸出(B)	(B)の(A)に對する比率
昭和十年	四四〇、〇六九	一三一、三二〇	二九・八%
昭和十一年	五三七、〇〇四	一四四、七七六	二七・〇%
昭和十二年	四八六、三七五	一八一、一三六	三七・二%

年 度	北支輸入總額(A)	對外國輸入(B)	(B)の(A)に對する比率
昭和十年	四九四、七六一	七四、三五五	一五・〇%
昭和十一年	五六〇、三八七	七三、九二三	一三・二%
昭和十二年	五二四、六五六	八四、六九五	一六・一%

輸出入總額百分比

即ち輸出に於ける比重大なるを知る次に主要相手國別貿易の百分比を見るに左の如し。

年 度	日本	滿洲	英國	米國	佛國	獨乙	和蘭	蘭印	香港	其他	計
昭和十年	三五	五	九	二〇	三	八	三	二	五	〇	〇
昭和十一年	三六	五	九	二一	一	九	二	三	四	〇	〇
昭和十二年	三一	三	九	二四	一	四	二	三	四	九	〇

輸出百分比

年 度	日本	滿洲	英國	米國	佛國	獨乙	和蘭	蘭印	香港	其他	計
昭和十年	二五	五	一〇	二七	二	四	七	七	八	八	一〇〇
昭和十一年	三一	七	九	二八	一	七	三	三	七	八	一〇〇
昭和十二年	二五	九	九	三一	一	四	三	三	七	八	一〇〇

輸入百分比

年 度	日本	滿洲	英國	米國	佛國	獨乙	和蘭	蘭印	香港	其他	計
昭和十年	四六	五	七	一三	二	九	一	一	一	二	一〇〇
昭和十一年	四三	五	〇	一〇	一	〇	一	一	一	三	一〇〇
昭和十二年	三九	四	八	一四	一	四	一	一	一	三	一〇〇

(滿蒙北支經濟調査所最近八箇年北支貿易調査表二依九)

右表に於て第三國貿易にては最近對米國を第一位とし、次で對英對獨の順なりしが、昭和十二年にては對米對獨對英の順となり獨逸の進出著し。之は一九三四年成立せし獨支間のバーターシステムの成功によるものなり。支那市場を繞る列強の角逐を見るに歐洲大戰以前迄は殆ど英國が支那市場を壟斷せしも、米國は其の強大なる資本の威力を以て之に迫り、日本亦其の地理的政治的有利な條件を利用して進出し、大戰後は遂に日米兩國が貿易額に於て英國を凌駕するに至れり、斯くの如き日英米の支那に於る經濟爭覇戦は更に日支事變前に獨逸の参加により複雑深刻となり積極化する運命ありしなり。次に外國貿易に於ける主要商品を見るに大體左記の如し。

輸出品

對 米	對 英	對 獨	對 香 港
豚毛、獸腸、毛皮、落花生油、羊毛カーペット、亞麻子	豚毛、加工卵、カーペット	豚毛、加工卵、獸腸、落花生油、落花生、羊毛	落花生油、落花生、石炭

輸入

對 米	對 英	對 獨
自動車及同部分品、木材、燈油、ガソリン及ベンゼン、小麥、鐵及鋼	鐵及鋼、電氣機械、紡績機械、鐵道及軌道材料	鐵及鋼、電氣機械、アクリン染料、コールター染料、自轉車及同部分品、鐵道及軌道材料

即ち輸出に於ては原料品、原料用製品、食料製造品多く、輸入に於ては全製品、原料用製品、原料品が多く、北支貿易は對滿洲對西北關係を除いて對中南支、對外國對日本關係に於て著しき植民地的性格を帯ぶるものなり。而して對外國貿易關係のみが出超にして昭和十年五千七百萬元十一年七千萬元十二年九千六百萬円の受取超過となり、北支國際收支上最大の受取上の因子となれり。

(ロ) 利子收支

外國投資額に關してはレーマーの「列國の對支投資」に於ける一九三〇年の調査研究以外に資料少く調査困難なり。同書より政府借款を除き鑛工業、金融、運輸、不動産、公益事業への直接投資及諸企業への貸付金の對北支分を推定するに大約三億三百萬元となる。而して其の内利益を生ずるものの利益の還流が本推計調査に依れば毎年六、七百萬円に達する状態なり。一方北支那より諸外國への投資及其の利益の還流は殆ど考へられざるを以て利子收支は常に支拂超過なり。又資本收支に關しては本推計調査に具體的數字を掲ぐることは能はざりしも、外國と支那との從來の政治的經濟的關係より見て北支も外國に對して債務國即ち好個の投資先なること明なり。昭和十、十一、十二年共經常收支全體に於

て支拂超過なることに鑑みて或は外國よりの投資に依り多少なりともカバーされしに非ずやと考へらるるなり。
 之を支那全體の國際收支に於て見るにイー・カン氏の調査には新規投資の計上なけれども、中國銀行發表の中國國際收支に於ては支那全體として昭和十、十一年に夫々一億四千萬元、六千萬元を受取として計上し居れり。從て此の一部分が北支に投資されたるに非ざるやと考ふるを得。

(ハ) 勞務收支

勞務利益の仕送、海運保險關係支拂等に依る北支より外國への支拂あるも、一方外來者消費、布教費、學校慈善團體費等の受取に依り結局に於て毎年數百萬圓の受取超過となる。

(ニ) 政治上收支

外國使臣經費、外國軍隊經費、文化施設費等に依る三千萬元乃至四千萬圓の受取に對し、北支よりの當該項目の支拂分はなく結局之等の受取巨額なるは北支の半植民地的な性格を表現するものに外ならず、先進國に於て見る能はざるものなり。

以上は北支と外國との國際收支上の關係なるが特に重要視せざるべからざるは投資關係なり。北支が日滿と一體となり圓ブロックに編入され戦時日本經濟の國防經濟的支柱たらしむとし、日滿支を通じてのアウタルキー確立が急務として要請せらるる現在、北支に於ける外國資本の自主的積極的活動は歓迎すべきものに非ず。然れども刻下の日本の經濟實力のみにて北支滿洲の生産力擴充を急速に遂行せむとするも遺憾乍ら餘りにも負擔過重なれば、善意ある外國資本を誘導して北支開發に資せしむること必要なり。斯くて北支に於ける日本勢力の各方面への制覇に對し外資の進出躊躇の傾向ありて茲にも困難なる問題を呈出しつつあり。

第二節 北支國際收支の特徴及今後の動向

前節に於て各對外地別收支構成上の特徴を見たるが、更に夫等を綜合して全體としての北支國際收支構成を見れば次の如く謂ふを得るなり。

貿易收支—支拂超過
 利子收支—支拂超過
 資本收支—受取超過

但し本推計調査昭和十二年度は多少之と趣を異にせる部分あれども仔細に夫れを點檢すれば事變勃發に依る特殊事情に基づくものにして以上の特質は事變前に於ける趨勢と謂ふを得べし。更に對外地別構成の三箇年の趨勢は次の如くなる。

對日本

(單位千元)

年 度	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年
受 取	七一、五九六	九四、二二二	九七、七五七
支 拂	一一九、二二四	一六〇、五六六	一八八、三四六
差 引	(一)	(一)	(一)
	四七、六一八	六六、三四四	九〇、五八九

對滿洲

年 度	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年
受 取	一一〇、六〇七	七九、五一一	七一、八七八

對中南支	
年 度	昭 和 十 年
支 拂	三七、二二三
差 引	(十) 八三、三八四
年 度	昭 和 十 一 年
支 拂	五〇、七一九
差 引	(十) 二八、七九二
年 度	昭 和 十 二 年
支 拂	九五、一五九
差 引	(十) 二三、二八一

對外國	
年 度	昭 和 十 年
受 取	四三七、九四〇
支 拂	五七二、二七九
差 引	(一) 一三四、三三九
年 度	昭 和 十 一 年
受 取	五〇九、七一八
支 拂	六一五、二八五
差 引	(一) 一〇五、五六七
年 度	昭 和 十 二 年
受 取	三四六、九六五
支 拂	四五一、八八二
差 引	(一) 一〇四、九一七

對外國	
年 度	昭 和 十 一 年
受 取	一七八、九九一
支 拂	九一、五七〇
差 引	(十) 八七、四二一
年 度	昭 和 十 二 年
受 取	一九五、九五二
支 拂	九二、八〇六
差 引	(十) 一〇三、一四五

但し總括表に於ける對滿洲支拂の冀東貿易及密輸入額を對日本貿易と見て對日本支拂に振替へて作成せるものなり。上表に依れば日本及中南支へは常に支拂超過にして、滿洲及外國に對しては常に受取超過なり。而して北支國際收支經常收支に於ける受取勘定の大なるものは對第三國貿易收支、第三國政府經費、軍隊駐屯費、及對滿洲勞務收支にして、支拂勘定の大なるものは對日本對中南支貿易收支及對中南支利子配當純益上の收支なり。

以上述べたる北支國際收支構成の特徴を一言にして謂へば資本は毎年引續き輸入さるる状態にして、且從來の投下資本累積の爲其の利拂ひ額は年々の新規投資額を凌駕し、此の支拂超過に對し貿易收支を以てカバーすることを得ず勞務上の受取、地金の輸出を以て辛じて均衡を保たんとせる状態なり。更により具體的に表現すれば經常收支は常に支拂超過にして臨時收支たる資本投資或は地金收支上の受取りに依り辛じてバランスを得んとするなり。此の傾向は北支のみならず支那全體の國際收支に付ても謂ひ得、即ちイー・カン氏の推計に依る支那國際收支表を見れば左の如し。(單位 百萬元)

年 度		昭 和 十 年		昭 和 十 一 年		昭 和 十 二 年			
收 支 別	受 取	支 拂	差 引	受 取	支 拂	受 取	支 拂		
貿易收支	六二五・八一	一九九・二	(-) 五七三・四	七五五・七一	一九一・五	(-) 四三五・八	九〇五・三一	四五三・四	(-) 五四八・一
利子收支	八・七	一〇〇・四	(-) 九一・七	二〇・〇	一〇七・五	(-) 八七・五	二五・〇	一一四・六	(-) 八九・六
政治收支	九五・〇		九五・〇	七〇・〇		七〇・〇	一一〇・〇		二五・〇
勞務收支	三五二・〇	二五・〇	(+) 三二七・〇	四〇一・〇	四五・〇	(+) 三五六・〇	一四四・〇	三〇・〇	(+) 一四一・〇
小計(經常收支)	一、〇八一・五	一、三二四・六	(-) 二四三・一	一、二四六・七	一、三四四・〇	(-) 九七・三	一、五九四・三	一、七四三・〇	(-) 四八・七
資本收入		二五・〇	二五・〇		九二・九	九二・九		八〇・〇	八〇・〇
金銀收入	二六八・一		(+) 二六八・一	三三〇・二	一四〇・〇	(+) 一九〇・二	四七八・七	二五〇・〇	(+) 二二八・七
總 計	一、三四九・六	一、三四九・六		一、五七六・九	一、五七六・九		二、〇七三・〇	二、〇七三・〇	

(金融商業報 一九三九年七月五日ヨリ作成)

次に中國銀行發表支那國際收支表は左の如し。

年度	昭和十一年		昭和十一年	
	受	取	受	取
貿易收支	六六二・二	一、二九・二	八一・六	一、一四一・五
利子收支		一〇七・四	九〇・〇	一二七・八
政治收支				
勞務收支	四一〇・〇	六一・〇	四八〇・〇	八二・〇
小計(經常收支)	一、〇七二・二	一、二九七・六	一、三八一・六	一、三五一・三
資本收支	一四〇・〇	二七二・〇	六〇・〇	四二五・五
金銀收支	三五七・四	一、五六九・六	三三五・二	一、七七六・八
總計	一、五六九・六	一、五六九・六	一、七七六・八	一、七七六・八
			(+)(-)	(+)(-)
			四六七・〇	三二九・九
			一〇七・四	三七・八
			三四九・〇	三九八・〇
			二二五・四	三〇・三
			一三二・〇	三六五・五
			三五七・四	三三五・二

(昭和十四年版經濟年鑑、東洋經濟新報社ヨリ作成)

カン氏及中國銀行發表の支那國際收支推計表は調査者を異にする爲調査項目、收支金額に於て相違あるも、以上の如き項目にて排列すれば貿易入超、利子收支上の支拂超過、臨時收支たる金銀收支上の受取超過、等同一の傾向を表示し北支國際收支と略同性質の構成を爲すものたるを知る。即ち支那全體に於ても北支のみにても國際收支の觀點より考察すれば「債務國」にして特に北支は過去の投資の累積に對する年々の利拂ひが新規受入投資額を凌駕する所謂「成熟債務國」にして、南京政府と緊密に結び付き外國資本とも關聯を有する浙江財閥の支配と列國の直接的資本主義攻勢との二重制壓下に半植民地として存在するものなり。

然らば今後北支國際收支の豫想如何、又如何なる構成上の變化を生ずるやを今事變の性質從つて北支に於ける日本の政治的經濟的意圖より判斷すれば大體次の如き傾向を辿るものと思惟せらるるなり。

先づ國內的に見れば北支が圓ブロックに編入されることに依り從來の中南支との政治的經濟的一體性は或る程度人爲的に断ち切れ、從つて貿易收支、貿易外收支共に従前より減少するに至るべし。一方日本及滿洲との關係に於て其れ等に對する依存性の増大の結果、貿易收支及貿易外收支特に資本收支に於ける異常なる發展を見、典型的なる從屬關係を示すに至るべし。他方外國との關係は北支に於ける日本の勢力の躍進と反比例して輸出入貿易の減退、投資の躊躇、否寧ろ在來投資の引揚げが豫想さるる状態にして國際收支上の關係は稀薄化するに至るべし。斯くて以上述べたるが如き事變前の北支國際收支の成熟債務國の性格は支那全體の國際收支にとりて可成り大なる負擔たりしが日支事變後は北支を戰時體制下に於ける資源的支柱たらしめんとする日本の負擔に置き換へられ、今後北支の經濟資源の開發が充分なる成果を收め、北支が圓ブロックに多大の貢獻を爲すに至る迄は其の負擔より日本は解除されざるべき状態となる。而も現在の日本の對内外情勢は日本に依存度を高めつつある北支の諸要求を満足せしむるに足るだけの經濟上の餘裕乏しく、特に日本の物資供給力の不足は北支のみならず圓ブロック全體に深刻なる悪影響を及ぼしつつあり。故に今後は速かに北支自體の或程度度の自給自足計畫を樹立し以て經濟上の對日依存度を小ならしめ、日本の負擔輕減を計り更に進んでは重要資源の對日供給を計り、又別途第三國向輸出貿易の振興を助長し、外貨獲得を以て圓ブロック經濟に寄與せしむべき方向に進むことが北支國際收支の改善となり同時に戰時日本經濟への貢獻となる。然れども現實に於ける事變處理を繞つての政治的經濟的内外諸情勢は必ずしも斯かる方向への進展の輝しき發足を容易ならしめず、寧ろ幾多の前途の障礙を豫想せしむるもの如し。

合	修		移		計
	記賀	價格	陸路	海路	
外易	格	修	路	路	
輸表	修	修	移	移	
計	出	出	出	出	
六二、三三六	八、四七九	八、〇七九			
二一、三九一	一、〇三〇	一、二五一			
二二、一五二	(-)	(-)			
二二九、一〇〇	一六八、一二〇	六〇、九八〇			
一八、一三六	七、五八八	七、六〇〇			
二六、一一一	二、八六九	二、二五二			
二二九、一〇〇	一六八、一二〇	六〇、九八〇			
一六八、一二〇	二八、二六三	二四、七六一			
四八六、三七五	三、五〇二	三、七六〇			

更に修正の項を細分し且中南支を西北支那と中南支に分くれば次の如し。
 (一) 昭和十年度總括表

(單位千元)

日	修		移		計
	格輸	陸路	海路	陸路	
本	修	格	路	路	
出	出	出	出	出	
正價	正	出	出	出	
四〇、五二一					
四〇、五二一					
一二、五四二					
七、三七四					
五、一六八					
(-)					
二四一、七五一					
一五二、七六七					
八八、九八四					
七、六九五					
一三、七九九					
一三、七九九					
一一一、七四九					
一一一、七四九					
一九、五六一					
一六、七六二					
一六四、八一二					
一五九、六四四					
五、一六八					
二五五、五五〇					
一五二、七六七					
一〇二、七八三					
一九、七〇七					
二三、九四六					

(一) 昭和十一年度總括表

(單位千元)

日	修		移		計
	記賀	價格	陸路	海路	
本	格	修	路	路	
輸表	修	修	移	移	
計	出	出	出	出	
四六、九一三					
三、一四					
一三、九九一					
三、四三					
(-)					
七、七一七					
二三四、〇五六					
二二					
一三、七九九					
一三、七九九					
二、七九九					
一三一、三一〇					
七、七一七					
三、四七八					
四四〇、〇六九					
二〇六、〇一八					
一九一、一一一					
一四、九〇七					
三〇七、四一七					
一八五、四五七					
一一一、九六〇					
二二、五六九					
二八、六六七					
八、八五八					
三、七六〇					
五三七、〇〇四					

總	國外其他の其 (みの路海)					國		
	小	雜	全	原	食	小	雜	計
計	計	品	品	品	品	陸路	海路	陸路
食料粗生品	二六、八九二							二、四九八
食料製造品及嗜好品	二四、八二三							一、四二四
原料	三三、五四六							八一
原料用製品	九、六一三							六一三
全製	一五、五八四							一二、五四二
雜品	二、二九一							七、三七四
小計	一一一、七四九							五、一六八
食料粗生品								四、四一六
食料製造品及嗜好品								三、五七九
原料								四二〇
原料用製品								三、一五九
全製								二四、一六一
雜品								九、二五四
小計								一四、九〇七
合計								二〇、一四〇
								六、八六九
								一三、二七一
								一九、三五〇
								四〇、三九四
								五二、五八四
								一九、四二六
								二一、七六三
								一、四九八
								一五五、〇一五
								二五、七五五
								五〇、一九三
								八七、八六五
								二八、〇八六
								三〇、九四九
								六、一六四
								二二九、〇一一

計	雜品	計
三、九七一	五、三四四	六、一六四
一六四、八一二	二〇六、〇一八	二二九、〇一一

(11) 推定の基礎

國別に於て滿洲に關東州を其他外國に香港を含めたり。

三箇年平均國別輸出割合

日本	二五%
滿洲國	一〇%
海路	四%
陸路	六%
其他外國	六五%

三箇年平均商品別輸出割合

食料粗生品	一七%
食料製造品及嗜好品	二〇%
原料	三七%
原料用製品	一一%
全製品	一三%
雜品	二%

(12) 參考資料

- 1 海路輸出—昭和十、十丁、十二年共滿鐵編「北支那外國貿易統計年報」に依る。
- 2 陸路輸出—支那側の統計は滿洲國を外國扱せざる爲不明なるを以て本項數字は「滿洲國外國貿易統計年報」の山海關

第二編 受取之部

計	總			計	計	計
	食料製造品及嗜好品	原料	原料用製品			
合	四〇、一七四	八七、八六九	四八、七七六	二五五、五五〇	三〇七、四一七	二二九、一〇〇
雜	七、三三七	八七、八六九	四八、七七六	三、六四三	一、〇九〇	二、五二四
全	二〇、三八四	二四、八二四	四一、八六二	七、七九四	八、九二九	六八、八三〇
原	七、三三七	八七、八六九	四八、七七六	三、六四三	一、〇九〇	二、五二四
原	二〇、三八四	二四、八二四	四一、八六二	七、七九四	八、九二九	六八、八三〇
製	七、三三七	八七、八六九	四八、七七六	三、六四三	一、〇九〇	二、五二四
品	二〇、三八四	二四、八二四	四一、八六二	七、七九四	八、九二九	六八、八三〇
品	七、三三七	八七、八六九	四八、七七六	三、六四三	一、〇九〇	二、五二四
計	二五五、五五〇	三〇七、四一七	二二九、一〇〇			

○三箇年平均地方別移出割合

中南支	九〇%
海路	六〇%
陸路	三〇%
西北支那	一〇%

○三箇年平均商品別移出割合

食料粗生品	一八%
食料製造品及嗜好品	一七%
原料品	二七%
原料用製品	八%
全製品	二九%
雜品	一%

二 基礎資料並推計方法

- 1 海路移出昭和十、十一、十二の三箇年共に「支那海關外國貿易統計年刊」に依る
- 2 陸路移出

1 推計方法 本項金額は支那鐵道統計の不備並適確なる既存調査資料なき爲、算出極めて困難とする處なるも、鐵道及内河運輸關係資料、並各地經濟事情、及商品流通關係資料其の他特殊商品箇々の調査資料等を綜合の上昭和十年を推算せり。

尙昭和十一年は京漢、津浦、京綏各鐵道の運輸實績並主要商品の物價の動き等を參酌の上昭和十年に對し對中南支向は二割増、對西北支那向は一割増と推定せり。昭和十二年は事變の爲下半年は交通杜絶の状態なりしを以て對中南支對西北支那何れも十一年の二分の一と推算せり。

三 參考資料

- 1 支那駐屯軍司令部乙囑託班編「平漢鐵道調査報告」同編「津浦鐵道調査報告」同編「膠濟鐵道調査報告」同編「京綏鐵道調査報告」同編「北支河川水運調査報告」。
- 2 民國實業部編「中國經濟年鑑」日本國際協會編「支那各省經濟事情」北支那經濟通信社編「北支經濟年鑑」平漢鐵路編「平漢鐵路沿線物産一覽」平綏鐵路編「平綏鐵路沿線物産一覽」其の他滿鐵情報。
- 3 金城銀行編「山東棉業調査」滿鐵北支經濟資料三十二號「長芦鹽用途別消費高」。

第四節 修正

貿易額の修正に次の各種あり。

- 一 貿易統計價格の修正
 - 1 貿易統計の不備に依る誤差の修正
 - 2 官廳に於ける貿易統計の集計が實取引と時間的に一致せざることより生ずる誤差の修正

- ハ 税関に對する輸出入申告價格の誤謬に依る誤差の修正
 - 二 貿易統計表掲記外貿易額の加算修正
 - イ 密貿易額の加算修正
 - ロ 特殊貿易額の加算修正
 - ハ 禁制品貿易額の加算修正
 - ニ 貿易表掲記外の船舶、水産物、新聞等の賣買高の加算修正
- 註 修正の一のイに於て商品別修正の可能なるものは修正済の数字を前節に於て貿易統計表金額として表し商品別修正不可能なるもののみ本節に於て取上げたり
又一のロは修正極めて困難なるを以て之を敢て修正せざることとせり

第一項 輸出價格修正

一 修正金額

(單位千元)

國 別	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年
日 本	六、〇七八	八、七五九	八、〇七九
滿 洲 國	一、一〇六	一、三八八	一、〇三〇
其 他 外 國	一六、七六二	一八、五二〇	二二、二五二
計	二二、九四六	二八、六六七	三二、三六一

二 修正の基礎

1 修正の種別

- 2 修正の理由

本修正は税関に對する申告價格の誤謬に依る誤差の修正のみなり。
税関に於て輸出申告價格は輸入の場合程厳しく修正し居らざる爲比較的不正申告なるもの多く、申告價格の誤謬に依る誤差大なること。
- 3 修正の方法

中國中央銀行發表中國國際收支表に於ける修正方法に従ひ、各年度共貿易統計表金額の一五%を一律に加算せり。
但し對滿洲國陸路輸出は滿洲國側數字に依りたるを以て修正の必要なきものとし之が修正を行はず。
- 三 參考資料

申告價格の誤謬修正に關するもの
滿鐵天津事務所調査課編「北支經濟統計季報」に於ける北支國際收支表、「申報年鑑」に於ける北支國際收支表、其他天津税関にて實施調査せるところ。

第二項 移出價格修正

一 修正金額

(單位千元)

地 方 別	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年
中 南 支	(-) 七、一七七	(-) 八、八五八	(-) 七、六〇〇
西 北 支 那	(-) 七、七一七	(-) 八、八五八	(-) 七、六〇〇
計	(-) 一四、八九四	(-) 一七、七一六	(-) 一四、二〇〇

二 修正の基礎

1 修正の種別

本修正は貿易統計の不備に依る誤差の修正にして陸路移出は貿易統計に依らざるを以て之に關係なし。

2 修正の理由並方法

「中國海關外國貿易統計年刊」の移出額は北支内への移出をも包含しあるに付之を修正せむが爲、北支六港間の移出入額を調査推算し之を移出額より差引修正せり。

(本差引修正額は其の儘移入額よりも差引修正せらるる性質のものなり爲念)

三 參考資料

「青島港港務統計」其他秦皇島石炭北支内移出額を實地調査せるところ。

第三項 貿易表掲記外水産物輸移出

一 推計金額

(單位千元)

國 別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
日 本	五〇	五五	二五
滿 洲	二六五	三一四	一七九
中 南 支 國			
其 他 外 國	三一五	三六九	二〇四
計			

二 推計方法

1 對滿洲國

山東沿海に於ける漁獲高は青島水産組合の發表に依れば次の如し

- 昭和一〇年 一、五八七、六五六國幣元
- 昭和一一年 一、八八三、二五一國幣元
- 昭和一二一年 一、〇七三、〇〇〇國幣元

備 考 昭和十二年は順調に漁獲したりとせば前年より更に漁獲高多かりしものと意料せらるるも事變の爲漁獲中絶の已むなきに至りたるを以て從來の漁獲期別の實額に徴し大體前年度の五七%漁獲したるものとして推算せり

而して山東沿海にて漁撈に従事するものは、北部沿海を漁場とする邦人の青島水産組合と東南沿海を漁場とする支那側の中國漁業会社の二ありて兩者の漁獲高は大體相等し。中國漁業会社の漁獲品は總て地場消費せられ、輸出を見ざるも、青島水産組合に於ては其の漁獲高の約三分の二は龍口に陸揚げし、残り三分の一は沖合にて支那船に依る買出船に移され、大連、旅順方面に輸送せらるる實狀なり。依て山東沿海に於ける漁獲高の六分の一を以て大連、旅順方面に輸出せらるるものとして推計額を算定せり

2 對日本

青島水産組合の組合加入漁夫は主として門司經由日本内地より出稼の者多く、其の漁獲高の一部は加工して門司方面にも搬出せられ其の額明確ならざるも大體五〇、〇〇〇國幣元と謂はるるを以て、昭和十年を五〇、〇〇〇元、昭和十一年は五五、〇〇〇元、昭和十二年は漁獲高減少に依る影響を考慮に入れ二五、〇〇〇元と推定せり。

三 參考資料

青島水産組合調査資料

第四項 貿易表掲記外艦船需品購入代

一 推定金額

(單位千元)

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	二六四	五〇九	三七五
對滿洲	七八	七二	四二
對中南支	二二	二一	一二
對外國	二、七九九	二、七八九	二、八六九
計	三、一六三	三、三九一	三、二九八

二 推定の基礎並方法

一般船舶の需品購入代の推定は繋船料其他チャージの推計に於けると同じく入港隻數より推算せり。(第二編第五章第三節第六項参照)

艦船需品購入代には給水料及艦船一般需品の購入額を計上し、焚料炭は輸出貿易額中に包含せらるるものとして之を控除す。

軍艦の需品購入代の推定は左記に依れり。

(一) 對日本關係

- イ 秦皇島 なし
- ロ 天津 なし

年次	日本軍艦入港隻數	需品購入代
昭二	一〇	二五、〇〇〇(元)
昭一	一〇	二五、〇〇〇
昭一	一〇	二五、〇〇〇

日本軍艦入港隻數は推定數とす。一日一隻當需品購入代五〇〇元碇泊日數は平均五日とす。

- ハ 龍口 なし
- ニ 芝罘 なし

年次	日本軍艦入港隻數	需品購入代
昭三	一〇	二五、〇〇〇(元)
昭二	一〇	二五、〇〇〇
昭一	一〇	二五、〇〇〇

日本軍艦入港隻數は推定數とす。一日一隻當需品購入代五〇〇元碇泊日數は平均五日とす。

- ホ 威海衛 なし
- ヘ 青島 なし

第二編 受取之部

年	次	日本軍艦入港隻数	需品購入代
昭	一	四四	一一〇、〇〇〇 <small>(元)</small>
昭	一	一四七	三六七、五〇〇
昭	二	一〇〇	二五〇、〇〇〇

日本軍艦入港隻数は青島海關調に依る。一日一隻當需品購入代は五〇〇元、碇泊日数は平均五日とす。

(二) 對滿洲關係 なし

(三) 對中南支關係 なし 中國第三艦隊は北支に本據を置くものとす。

(四) 對外國關係

1 秦皇島

年	次	外國軍艦入港隻数	需品購入代
昭	一	二〇	五〇、〇〇〇 <small>(元)</small>
昭	一	二〇	五〇、〇〇〇
昭	二	二〇	五〇、〇〇〇

外國軍艦入港隻数は概數とす(秦皇島海關員より聴取)

一日一隻當購入代五〇〇元、碇泊日数は五日とす。

口 天津

年	次	外國軍艦入港隻数	需品購入代
昭	一	一〇	二五、〇〇〇 <small>(元)</small>
昭	一	一〇	二五、〇〇〇
昭	二	一〇	二五、〇〇〇

外國軍艦入港隻数は推定數とす。一日一隻當需品購入代は五〇〇元、碇泊日数は五日とす。

ハ 龍口 なし

ニ 芝罘

年	次	外國軍艦入港隻数	需品購入代
昭	一	五〇	一、五〇〇、〇〇〇 <small>(元)</small>
昭	一	五〇	一、五〇〇、〇〇〇
昭	二	五〇	一、五〇〇、〇〇〇

外國軍艦入港隻数は推定數とす。一日一隻當需品購入代は五〇〇元、碇泊日数は平均六〇日間とす。

ホ 威海衛

第二編 受取之部

年次	外國軍艦入港隻數	需品購入代
昭三	三〇	九〇〇、〇〇〇 <small>(元)</small>
昭二	三〇	九〇〇、〇〇〇
昭一	三〇	九〇〇、〇〇〇
計	三〇	九〇〇、〇〇〇

軍艦入港隻數は推定數とす。一日一隻當需品購入代は五〇〇元、碇泊日數は平均六〇日間とす。
 青島

年次	外國軍艦入港隻數	需品購入代
昭三	七〇	一七五、〇〇〇 <small>(元)</small>
昭二	七一	一七七、五〇〇
昭一	一〇八	二七〇、〇〇〇
計	一〇八	二七〇、〇〇〇

軍艦入港隻數は青島海關調、一日一隻當需品購入代は五〇〇元、碇泊日數は平均五日とす。

第五項 其の他

貿易統計表掲記外貿易としては尙密輸移出、特殊輸移出、禁制品輸移出其他貿易表掲記外船舶、新聞等の賣却代を有すれ共之等は何れも極めて少額なるを以て之を除外せり。

第二章 地金、正貨、紙幣上の受取

第一節 總括

(一) 昭和十年度

(單位千元)

地金銀正貨の輸移出紙幣の流出計	日	本	滿	洲	中南支	外	國	合	計
計	一〇、五六〇	一〇、五六〇	六、一三七六	六、一三七六	一、六二四	一、六二四	七三、五六〇	七三、五六〇	七三、五六〇

(二) 昭和十一年度

地金銀正貨の輸移出紙幣の流出計	日	本	滿	洲	中南支	外	國	合	計
計	一、一〇〇	一、一〇〇	四、二九〇	四、二九〇	六、〇六三	六、〇六三	一一、四五三	一一、四五三	一一、四五三

(三) 昭和十二年度

地金銀正貨の輸移出紙幣の流出計	日	本	滿	洲	中南支	外	國	合	計
計	四、〇三三	四、〇三三	四、〇三三	四、〇三三	四、〇三三	四、〇三三	四、四八八	四、四八八	四、四八八

第二節 地金銀正貨の輸移出

(一) 推計金額

昭 和 一 一 年	昭 和 一 二 年	日 本	滿 洲	中 南 支	外 國	計
		一〇、五六〇	六一、三七六	一、六二四		七三、五六〇
		一、一〇〇	四、二九〇	六、〇六三		一一、四五三
				四、〇三三	四五五	四、四八八

(單位千元)

第一項 正常輸移出

(一) 推計金額

昭 和 一 一 年	昭 和 一 二 年	日 本	滿 洲	中 南 支	外 國	計
				一、六二四		一、六二四
				六、〇六三		六、〇六三
				四、〇三三	四五五	四、四八八

(單位千元)

(一) 推計の基礎

先づ中國海關統計に表はれた地金銀正貨の北支よりの輸出を見れば次の如し。

(單位千元)

昭 和 一 一 年	昭 和 一 二 年	日 本	滿 洲	中 南 支	外 國
					四五五

(中國海關外國統計年刊に依る)

次に中南支との關係に付ては中外商業金融叢報掲載の上海の内國各地よりの金銀移入額に於ける北支の占むる部分を一割と推定す。北支よりの上海向移出は實際は今少し多額ならむも、其の金額不明且日本、朝鮮、滿洲より北支を經由して移出せらるるものもあるなれば北支のみを一割と推定するなり。

金

昭 和 一 一 年	昭 和 一 二 年	昭 和 一 〇 年	年 度	全 國 よ り 上 海 へ の 移 出 額	北 支 よ り 上 海 へ の 移 出 額 推 定
				二、〇四〇、七八一元	二〇四、〇〇〇元
				五、一四〇、八四七元	五一四、〇〇〇元
				一、三一八、五〇五元	一三二、〇〇〇元

銀

昭 和 一 〇 年	年 度	全 國 よ り 上 海 へ の 移 出 額	北 支 よ り 上 海 へ の 移 出 額 推 定
		一四、一九八、五七七元	一、四二〇、〇〇〇元

第二編 受取之部

昭和十一年 五五、四九四、六五〇元
昭和十一年 三九、〇一一、七四四元

六四

五、五四九、〇〇〇元
三、九〇一、〇〇〇元

以上により北支から上海向の金銀の移出合計額を算出すること次の如し。

昭和十一年	一、六二四、〇〇〇元
昭和十一年	六、〇六三、〇〇〇元
昭和十一年	四、〇三三、〇〇〇元

第二項 密輸移出

(一) 推計金額

年度	日本	滿洲	中南支	外	國	計
昭和十一年	一〇、五六〇	六、一三七六				七一、九三六
昭和十一年	一、一〇〇	四、二九〇				五、三九〇
昭和十一年						

(單位千元)

(二) 推計の基礎

以下各年度の密輸出額を擧げ平均其の割を以て密輸出に依る受取利益と看做し、一割加算額を以て推計受取金額とせり。
昭和十一年

一九三四年十月南京政府が米國の銀政策に基く銀の大量海外流出に對抗する爲、銀の輸出税平衡税を賦課し銀の輸出を困難

ならしめたるが、税關警備の徹底せざる支那に於ては南方北方とも却て密輸出を助長する結果となり、北方に於ては陸路は山海關を越へ海路は塘沽、青島等を経由して巨額の銀密輸出ありき。

山海關經由のものに付ては正金天津支店調査に依れば次の如し。

昭和十一年一月—七月	一八、五〇〇千元
八月中	六、四八〇千元
九月中	五、三六〇千元
十月中	八、八八〇千元
十一月十八日迄	五、六六〇千元
以降なし	
計	四四、八八〇千元

猶駐屯軍司令部の北支五省對外貸借概観に依れば次の如くなる。

山海關經由滿洲國向	
昭和十一年一月—七月	二〇、五四四千元
八月	六、四八〇千元
九月	五、四三三千元
十月	八、八八六千元
十一月	?
計	四一、三四三千元

何れも推定なるが後者を一應推定の基準とす。

青島經由の密輸出に關しては宮脇賢之助氏の推定に依れば三千萬元、北支五省對外貸借概観に依れば二千五百萬元なり。
青島商工會議所の調査に依れば一千七百五十萬元なり、何れも推定にして其の何れを採るや裁量に苦しむも三者平均して

二千四百萬元と推定す。其の内日本向、大連向の割合に付ては不明なるも、當時の状況より判断して内地向四、大連向六の割合と見る。以上を総合して昭和十年年度の銀密輸出を左の如く推定す。

日本向 九六〇萬元
滿洲向 五、五七〇萬元

尙滿洲國國際收支調査書に依れば五千三百三十萬圓の密輸出となりて大體右推計と同じ見當と云ふべし。

金に付ては資料なく不明、銅に關しては滿洲國國際收支調査書に滿洲向九萬六千圓の密輸出あり之を計上するものとす。昭和十一年度 前年度に於て全支より二億の銀密輸出ありと云はれ甚だ密輸出は猖を極めたるが、十一月の幣制改革に依り中國貨幣制度か銀本位を離脱するや、倫敦銀相場も漸次崩落し、加ふるに日本側官憲の積極的銀密輸出取締の勵行に依り自然密輸出も下火となれり、併し全然杜絶せる譯でもなく多少のデスバリテイの存する所、依然密輸出の跡を絶たざりき。昭和十一年度の全支の銀密輸出はカン氏の推計に依れば三千萬元中國銀行の推計に依れば四千萬元に達せり。同年度の北支よりの密輸出に關しては資料乏しく僅に滿洲國國際收支調査書に依り滿洲向約三百萬圓の推計あるのみ、日本向に關しては青島商工會議所の調査に依れば七十五萬元の密輸出あり、塘沽其の他を併せて日本向百萬元と推定す。結局昭和十一年度の銀密輸出は左の如し。

日本向 百萬元
滿洲向 三百萬元

銅に關しては滿洲國國際收支調査書に依れば九十萬圓の密輸出あり、之北支よりの輸出として計上す。昭和十二年度 調査すべき資料なく且密輸出も盛んならず計上せざるものとす。

(三) 參考資料

飯島幡司 支那幣制の研究

支那駐屯軍司令部

北支五省對外貸借概観

康德三年度

滿洲國國際收支調査書

Finance and Commerce April 7, 1937

第三節 紙幣の流出

北支に於て發行されし紙幣所謂北方券が北支外に流出することあるも、北支外に止つて流通することなく直ちに金融機關其の他の手を経て北支に回收されることは幣制改革後と雖同様なれば之を計上せざるものとす。

第三章 利子、配當及純益の受取

第一節 總括

(一) 昭和十年度

(單位千元)

項目	日本		滿洲		中南支		外國		合計
	日	本	滿	洲	中	南	支	外	
北支外證券の利子							八、一六六		八、一六六
外國國債利子							七、九七四		七、九七四
北支外地方債社債利子							一九二		一九二
北支外への預金及貸付金利子		六八		二二三			七一二		一、〇六八
北支外よりの事業の配當及純益				五八			二、三七五		二、四三三
合計		六八		二八一			一一、二五三		一一、六六七

(一) 昭和十一年度

北支外證券の利子 外國國債利子 北支外地方債社債利子 北支外への預金及貸付金利子 北支外よりの事業の配當及純益 計	昭和十一年度				計
	日 本	滿 洲	中 南 支	外 國	
北支外證券の利子			一四、三八〇		一四、三八〇
外國國債利子			一四、一二四		一四、一二四
北支外地方債社債利子			二五六		二五六
北支外への預金及貸付金利子	六八	三〇五	七一二	六五	一、一五〇
北支外よりの事業の配當及純益	六八	八七六	二、六一三	六五	三、四八九
合 計	六八	一、一八一	一七、七〇五	六五	一九、〇一九

(三) 昭和十二年度

北支外證券の利子 外國國債利子 北支外地方債社債利子 北支外への預金及貸付金利子 北支外よりの事業の配當及純益 計	昭和十二年度				計
	日 本	滿 洲	中 南 支	外 國	
北支外證券の利子			一八、七〇五		一八、七〇五
外國國債利子			一八、四二二		一八、四二二
北支外地方債社債利子			二八三		二八三
北支外への預金及貸付金利子	一六六	九一四	三六九	五二	一、五〇一
北支外よりの事業の配當及純益	一六六	九一四	一九、〇七四	五二	二〇、二〇六
合 計	一六六	九一四	一九、〇七四	五二	二〇、二〇六

第二節 北支外證券の利子

第一項 北支外國債利子

(一) 推計金額

(單位千元)

一 對 日 本 二 對 滿 洲 三 對 中 南 支 四 其 他 外 國 計	推計金額		
	昭和十一年	昭和十一年	昭和十二年
一 對 日 本			
二 對 滿 洲	七、九七四	一四、一二四	一八、四二二
三 對 中 南 支	七、九七四	一四、一二四	一八、四二二
四 其 他 外 國			
計	七、九七四	一四、一二四	一八、四二二

(二) 推計の基礎並其の方法

1 對日本

各年度共北支の日本國債所有高は不明にして且若し所有ありとするも、其の金額は僅少なるべきを以て、夫れに附隨する利息收入なきものとす。

2 對滿洲

各年度共北支の滿洲國債所有高は不明にして且若し所有者ありとするも其の金額は僅少なるべきを以て、之に附隨する利息收入なきものとす。

3 對中南支

第二編 受取之部

北支の對中南支の國債所有高は不明なるも在北支支那側銀行は其の北支各地名義の銀行券を發行しあり。而して法規に依れば同發行に際しては四割の保證準備を有せざるべからざるを以て、銀行の發行券の準備として國債を所有し居るものと推定して不可なしと思料す。今北支に於ける北支各地名義の銀行券の中國國債を保證準備と爲し居る發行高を推定するに次表の如し。

北支銀行券發行推計高

(單位千元)

地名	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末
河北省	八三、〇〇〇	一四九、四七五	一七八、一九五
山東省	× 一四、〇〇〇	× 二四、六〇〇	六九、七六〇
其他	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
計	一〇四、〇〇〇	一八四、〇〇〇	二五一、〇〇〇

註一 右發行高以外に銀行券を發行し居るものには河北省に河北省銀行、山東省に民生銀行、山西省に山西銀行等あり其の發行準備は規定額所有し居らざるものとし其の他は即ち準備等の流通額を計算せるものなり(所謂北支に於ける北方券發行額なり)

註二 X印は山東省の中青島銀行に係るもののみ

然るに保證準備中に公債が幾何あるやに關して保證準備の三分の二なりと推定せられつつあり(註一)即

昭和十年 一〇四、〇〇〇×〇、四× $\frac{2}{3}$ ||二七、七三三千元
 十一 一八四、〇〇〇×〇、四× $\frac{2}{3}$ ||四九、〇六七千元
 十二 二五一、〇〇〇×〇、四× $\frac{2}{3}$ ||六六、九三三千元

なり。而して同公債準備額は市價以下に評價せられ居るを以て大約額面の五〇%とすれば其の額面金額は

二七、七三三× $\frac{50}{100}$ ||五五、四六六千元
 四九、〇六七× $\frac{50}{100}$ ||九八、一三四
 六六、九三三× $\frac{50}{100}$ ||一三三、八六六

此の銀行の公債所有以外に一般民間の所有額を見るに、國債は投資の好對象なるを以て相當多額にありと見らる。而して之を推定するに大體支那國債の半額は銀行が所有し居るものと見らるるを以て(註二)北支の民間公債所有額は大概其の一割五分見當なりと思料せらる。

昭和十年末現在額 一、〇三二、五七五千元
 十一 一、八三〇、二五〇 × $\frac{1}{2}$ ×〇、一五||一三七、二六八
 十二 二、三〇九、〇〇〇 × $\frac{1}{2}$ ×〇、一五||一七三、一七五

而して今北支の支那國債所有高及其の利息収入額は額面の六%とすれば次の如し。

(單位千元)

銀行	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
民間	五五、四六六	九八、一三四	一三三、八六六
計	七七、四四三	一三七、二六八	一七三、一七五
利息	一三三、九〇九	二三五、四〇二	三〇七、〇四一
	七、九七四	一四、一二四	一八、四二二

4 對其の他外國

北支の外國の國債所有は僅少なりと思料せられ又支那に於ては支那政府發行の外債所有者ありと見らるるも此處に算定

せず。

(三) 參考資料

註一 吳承禧著、中國の銀行、七二頁
 註二 前掲、七三頁
 註三 中行月刊、第十卷第一、二期、第十二卷第一、二期、第十四卷第一、二期

第二項 北支外地方債及社債利子

(一) 推計金額

(單位千元)

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
一 對 日 本			
二 對 滿 洲			
三 對 中 南 支	一九二	二五六	二八三
四 對 其 他 外 國			
計	一九二	二五六	二八三

(二) 推計の基礎並其の方法

1 地方債

イ 對日本

各年度共北支の日本の地方債所有高は不明にして且若し所有者ありとするも其の金額僅少なるべきを以て茲に附隨する利息收入なきものとす。

ロ 對滿洲

滿洲國經濟部作成の國際收支調查書にも明細なければ茲に附隨する利息收入なきものとす。

ハ 對中南支

昭和十二年初支那全省市地方債現在額二三四、〇一九千圓あり。其の内北支の部分三五、八〇〇千圓(註一)あり。中南支の部分北支に於て所有し、又北支の部分中南支に於て所有するものと看らるるも、地方債は地方的性質を有するを以て大體地方商民の所有するものと看做し、且相互に所有するも大體其の額は一致すべしと看らるるを以て、茲に附隨する利息收入なきものとす。

ニ 對其の他外國

北支に於て其の他外國地方債を有する者は極く少數なりと推定せらるるに付茲に計上せず。

2 社 債

イ 對日本

北支に於て日本の社債有する者は極く少數にして且若し所有するものありとするも其の利子は些少なりと看らるるに付計上せず。

ロ 對滿洲

滿洲國經濟部作成の國際收支調查書に於ても明細なければ茲に計上せず。

ハ 對中南支

支那に於ける社債の各年末償還推定額は大體次の如し

年 度	全支社債未償還額	中南支社債未償還額
昭和十年末	一七、〇〇〇(千元)	一一、〇〇〇(千元)

第二編 受取之部

昭和十一年末 二五、〇〇〇(ク)
 昭和十二年末 三五、九四〇(ク)
 以上各年度中南支社債未償還額の内約二割を北支居住者が所有し居るものと推定し之に年八分の利息を受取るものとせば次の如し。

昭和十一年中受取額 一二、〇〇〇千元×〇、二×〇、〇八八―一九二千元
 昭和十一年中受取額 一六、〇〇〇千元×〇、二×〇、〇八八―二五六千元
 昭和十二年中受取額 一七、六八〇千元×〇、二×〇、〇八八―二八三千元

ニ 對其の他外國

北支の其の他外國發行の社債を有する者は不明なるを以て茲に計上せず。

(三) 參考資料

- 1 浙江興業銀行上海總行編、中國公債一覽表、民國二十五年份及二十六年份
- 2 中國銀行上海總行發行、中行月刊、第十四卷、第四期、五五頁

第三節 北支外への預金及貸付金利息

(一) 推計金額

(單位千元)

日 本	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年
六八	六八	一六六
二二三	三〇五	九一四
七一二	七一二	三六九
中 南 支 洲		
六八	六八	一六六
二二三	三〇五	九一四
七一二	七一二	三六九

外 國	推 計 金 額
六五	一、〇六八
六五	一、一五〇
五二	一、五〇一

(二) 推定の基礎

北支外への預金貸付金の受取利息として對滿洲以外は銀行相互間の資金移動に關する利息に就て推定を試む。資料不備調査困難なる爲極めて大膽なる推定なるが已むを得ず。

1 對滿洲關係

滿洲に對する關係に就ては滿洲國國際收支調查書に依る。

昭和十年度

項 目	全支の受取	推定受取比率	北支の受取
イ 一般會社 鐵 預け金利息	一〇、二一九	一〇〇%	一〇、二一九
在滿本店會社 預け金利息	四〇、一七四	七〇%	二八、一三一
在滿支店會社 預け金利息	二、五一四	七〇%	一、七五九
在滿朝鮮銀行 預け金利息	三、八六四	六〇%	二、三一八
在滿正金銀行 預け金利息	二六、五六四	六〇%	一五、九三八
正隆銀行	八、九三七	一〇〇%	八、九三七
滿洲銀行	七二七	一〇〇%	七二七
在滿支那銀行	二四六、四三〇	五〇%	一二三、二一五
滿洲內國銀行	二二、一二三	七〇%	一六、一八六
滿洲中央銀行	一、一二三	一〇〇%	一、一二三
滿洲內國銀行 貸付金利息	二〇、四五七	七〇%	一四、三一九
第二編 受取之部			七五

第二編 受取之部

昭和十一年度

計

七六

二二二、八六二

項目	全支の受取	推定比率	北支の受取
イ 一般會社	四二二、〇三四	〇%	
鐵路總局關内外鐵路借款利子	一一六、七〇〇	七〇%	八一、六九〇
在滿本店株式會社貸付金利子	五、二九一	七〇%	三、七〇三
在滿本店合名會社貸付金利子	三、七八〇	六〇%	二、二六八
銀行			
在滿朝鮮銀行 預け金利子	二九、六九〇	六〇%	一七、八一四
在滿正金銀行	一〇、九六二	一〇〇%	一〇、九六二
正隆銀行	五九七	一〇〇%	五九七
滿洲銀行	一八六、七〇四	五〇%	九三、三五二
在滿支那側銀行	四七九	七〇%	三三五
滿洲內國銀行	七、九四三	七〇%	五、五六〇
滿洲內國銀行貸付金利子	八六、二五八	一〇〇%	八六、二五八
ハ 在滿銀行本支店法定 利子(正隆のみ)	三、二三〇	七〇%	二、二六一
ニ 在滿本店會社次支店法定利子			三〇四、八〇〇
計	三〇四、八〇〇		

2. 日本側銀行

昭和十二年度は全支への支拂一、三〇五千圓なり、其の七〇%を北支受取分として九一四千圓を計上す。

昭和十一年度

(單位千元)

預り	日	本	滿	洲	中南支	外	國	計
高	三六、四〇八		二五、九三五		五、一九〇		一九、四九二	八七、〇二五

預り	日	本	滿	洲	中南支	外	國	計
高	三七、三七六		八、二五三		六、七三〇		三五、七八三	八八、二四二

昭和十二年度

預り	日	本	滿	洲	中南支	外	國	計
高	一〇五、三一五		一九、六一〇		一〇、〇一二		一五、四五四	一五〇、三九一
預	九〇、八六八		六、一五九		一〇、三五五		二八、六九七	一三六、〇七九

右の預け高に對し受取利子を生ずるものなるが、右の預け高、預り高は一箇年を通じての合計なれば其の利子を推定するは困難なれども、右預け高の半額に相當する金額を以て一年を通じての平均預け高と看做し、之に日歩壹厘の利息を計算して之を受取利子として計上す。滿洲に關しては前述せるを以て之を省略す。

(單位千元)

受取利子	日	本	中南支	外	國	計
昭和十一年度	六八		一二		六五	一四五

受取利子	日	本	中南支	外	國	計
昭和十年度	一六六		一九		五二	二三七

尙昭和十年度は資料不備に付昭和十一年度と同額と推定す。

第二編 受取之部

七七

昭和十二年度	八六、八〇九、一三二	八九、六五一、七六六	(+) (-)	一、四二八、七三一
中國銀行				二、六八六、〇〇〇
交通銀行				

右表に依る中國交通二行を集計すれば左の如くなる。

- 昭和十一年度 預け勘定 四、一五九、九〇三元
- 昭和十二年度 預け勘定 一、二五七、二六九元
- 天津其他地方

京津地方の支那側銀行に關しては資料なきも大體に於て天津にては預金壹億二、三千萬圓、貸付九千萬圓前後と推測され得るが故に、壹千萬圓以上を上海本支店に預け勘定と爲すものと見て差支なし。尙太原に於ける中國、交通銀行の營業狀況を見れば次の如し。

中國銀行	民國二十五年末	貸出	一、二九一、〇〇〇元
預金	二、四七六、〇〇〇元		
交通銀行	民國二十五年末	貸出	一〇七、〇〇〇元
預金	一、三四五、〇〇〇元		

即ち茲にも預金吸収が大にして貸出は云ふに足らず。茲にも本店或は北支他支店への預け勘定が豫想される、以上を通じて大體北支全體に於て平時、二千萬圓の上海に對する銀行預け金あるものと推定し、其の利率を三年三分五厘として計算すれば、北支の支那側銀行受取利子は年七十萬圓となる。右利子は昭和十、十一年度に計上し十二年度は事變の影響を考慮し其の半額を計上す。

第四節 北支外よりの事業の配當及純益

1 推計金額

(單位千元)

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
一、對日本		八七六	
二、對滿洲	五八	二、六一三	
三、對中南支	二、三七五		
四、對其他外國		三、四八九	
計	二、四三三		

2 推定の基礎並方法

- 一、對日本 日本に對し北支より投資を爲し其の事業純益を受取居るもの不明にして且些少なりと見らるるを以て茲に計上せず。
- 二、對滿洲 滿洲國際收支調査書に依れば滿洲より北支の受取るべき商業利益以外の純益次の如く推定せらる。(單位千元)

	配全額支	割北合支	北支金額
昭和十年	七三	八〇%	五八
昭和十一年	一、〇九五	八〇%	八七六

三、對中南支

北支より中南支への投資額は不明なるを以て中南支より北支への投資額によりて推定せむとす。北支の中南支資本を推定

第二節 國民政府よりの財政上の收入

(一) 推計金額

(單位千元)

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
日本			
滿洲			
中南	一三〇、九八七	一三〇、九八七	六五、四九四
其他			
計	一三〇、九八七	一三〇、九八七	六五、四九四

(二) 推計の基礎並其の方法

從來國民政府の北支に對する財政支出額は次の如し。

(單位千元)

項目	昭和十年
黨務	五六三
國務	八六〇
軍務	五四、三〇六
內務	四一三
外務	五二四
財政	五、七四二
教育	七、五七三
司法	四九八

項目	金額
實業	四八二
交通	五一六
蒙藏	五二一
建設	一、五六七
補助	九、四八七
撫卹	四九三
債務	一九、八一八
豫備	七七七
國有營業資本支出	一〇四、一四〇

此の場合最も問題となるは軍務費なり。一般に支那財政研究家の一致せる意見は「國民政府の財政收支表に掲げ居る金額以外に莫大なる一年年一定額—金額が軍費として使用さる」と謂ふにあり。然らば國民政府は北支に對し軍務費五千四百萬圓の他に果して幾何を補助したるや？

事變前の北支に於ける兵力は

項目	金額
商震	三萬
萬福麟	二・三萬
宋哲元	五・六萬
山西	六・七萬
山東	六・七萬
計	二五萬内外

現在滿洲國軍約八萬人を算し其の經費五千四百萬圓なり。從て滿洲國軍と同様の給料裝備を爲し居りしものと假定せば

約一億六千二百萬圓を要する譯なり。併し北支の兵士は中央軍と異り其の裝備、給料等新興滿洲國の夫れに比し遙に劣れるものと見ざるべからず。極めて獨斷的なるも大體滿洲國軍所要經費の三分の二と假定せば北支軍の夫れは一億八百萬圓なり。此の北支兵力維持費一億八百萬圓と國民政府公示軍務費五千四百三十萬六千圓との差は五千三百六十九萬四千圓なり。而して此の金額の中其の半額を地方的財政收入(阿片其他)に依るもの、他の半額を中央よりの未公表の補助と推定せり。即ち二千六百八十四萬七千圓は中央よりの未公表補助額と見る。従て前述の財政收支表は次の如く訂正さるべし。

受取額

一三〇、九八七

昭和十年度分は過去の實績なり、十一年度分は十年度分と同額、十二年度分は前年度の半額と推定す。

(三) 參考資料名

- 北支那 財政概説
- 北支那 事情綜覽
- 海關中外貿易統計年刊
- 中 行 月 刊
- 駐 屯 軍 報 告
- 財 政 年 鑑
- 北 支 經 濟 綜 觀

第三節 外國政府經費

第一項 外國使臣經費

一 推計金額

(單位千元)

國 別	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年
日 本	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
滿 洲 洲			
中 南 支 洲	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
其 他 外 國	七、三〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇
計	七、三〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇

二 推計の基礎並其の方法

在北支各國外交機關次の如し。

國 別	大 公 使 館、領 事 館 站 出 張 所 所 在 地
日 本	北京(大) 天津(領) 青島(領) 坊子(出) 濟南(領) 張店(領) 博山(出) 張家口(領) 芝罘(領) 鄭州(領)
奧 太 利 義	天津(領)
白 耳 義	北京(公) 天津(領) 芝罘(領)

米	蘇	瑞	西	諾	和	伊	英	獨	佛	丁	伯
國	邦	典	牙	威	蘭	太	國	逸	蘭	抹	拉
芝罘(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	青島(領)	北京(公)
天津(領)	張家口(領)	芝罘(領)	芝罘(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	濟南(領)	青島(領)	青島(領)	青島(領)
天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	濟南(領)	青島(領)	青島(領)	威海衛(領)
天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	天津(領)	濟南(領)	青島(領)	青島(領)	青島(領)

前記大公使館、領事館の中小國の外交機關は他國外交機關に依て代理事務を執らしむるものあり。今主として北支に種々の權益を有する日、英、米、佛、伊、白等の外交機關に就きて其の經費を見る。而して今日日本の天津領事館の一年間の經費を見るに三十八萬四千七百三十八圓にして五大國の大公使館、領事館經費も之と大差なきものと見て差支なし。依りて今之を推計の基礎として各國の外交機關經費を算出すれば次の如し。

日本 一、三〇〇、〇〇〇元
 外國 一、〇〇〇、〇〇〇元

第二項 外國軍隊經費

一 推定金額

(單位千元)

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
日本	三、一六八	六、三三六	
滿洲			
中南支			
其他外國	二〇、七二五	二五、五一〇	三三、一六三
計	二三、八九三	三一、八四六	三三、一六三

二 推計基礎竝方法

1 對日本

年度別	駐屯兵數	平均一月一人當經費	一箇年經費總額
昭和十年	四四、〇〇	六〇元	三、一六八、〇〇〇元
昭和十一年	八八、〇〇	六〇元	六、三三六、〇〇〇元

昭和十一年度中に於ける駐屯兵數不明なる爲大體昭和十年度の倍額として推定計算せり。
 昭和十二年度の部は第二章第四節其他戰爭、内亂等より生ずべき政治上の受取の部に掲上さるべきものとして控除す。

2 對中南支

對中南支は第四章第二節國民政府よりの財政上の收入の部に掲上さるべきものとして控除す。

3 對滿洲

なし

4 其他外國

年度別	國別	駐屯兵數	一平均一箇月當經費	一箇年經費總額	換算率	換算に依る經費總額
昭和十年	英國	九七九	三〇磅	八四、五八五、六〇〇	一七・七五	四、七六五、三八六元
	米國	一、三九六	一五〇弗	二、五一二、八〇〇	〇・三六二四三	六、九三三、二〇〇
昭和十一年	英國	一、八六四	二、〇〇〇法	四四、七三六、〇〇〇	五・四八五八三	八、一五四、八二七
	米國	三八五	一、〇〇〇リラ	四、六二〇、〇〇〇	五・三	八七一、六九八
昭和十二年	英國	一、〇一八	三〇磅	八七、九五五、二〇〇	一四・三七七	六、一七七、七一五元
	米國	一、三九八	一五〇弗	二、五一六、四〇〇	〇・二九七一二	八、四六九、三〇五
昭和十一年	法國	二、〇三〇	二、〇〇〇法	四八、七二〇、〇〇〇	四・九七〇五一	九、八〇一、八一
	義大利	四〇二	一、〇〇〇リラ	五、六二四、〇〇〇	五・三	一、〇六一、一三二
昭和十年	英國	一、〇一八	三〇磅	八七、九五五、二〇〇	一四・三七七	六、一七七、七一五元
	米國	一、三九八	一五〇弗	二、五一六、四〇〇	〇・二九七一二	八、四六九、三〇五
昭和十一年	法國	二、〇三〇	二、〇〇〇法	四八、七二〇、〇〇〇	四・九七〇五一	九、八〇一、八一
	義大利	四〇二	一、〇〇〇リラ	五、六二四、〇〇〇	五・三	一、〇六一、一三二
昭和十二年	英國	一、〇一八	三〇磅	八七、九五五、二〇〇	一四・三七七	六、一七七、七一五元
	米國	一、三九八	一五〇弗	二、五一六、四〇〇	〇・二九七一二	八、四六九、三〇五
昭和十一年	法國	二、〇三〇	二、〇〇〇法	四八、七二〇、〇〇〇	四・九七〇五一	九、八〇一、八一
	義大利	四〇二	一、〇〇〇リラ	五、六二四、〇〇〇	五・三	一、〇六一、一三二
昭和十二年	英國	一、〇一八	三〇磅	八七、九五五、二〇〇	一四・三七七	六、一七七、七一五元
	米國	一、三九八	一五〇弗	二、五一六、四〇〇	〇・二九七一二	八、四六九、三〇五

昭和十二年度中に於ける各外國駐屯兵數は不明なるが、日支事變勃發に因り大體昭和十一年度經費總額の三割増額と推定せり。
英國 八、〇三一、二九五元

伊佛米 一、一〇一、〇九七元
計太蘭 一二、七四二、三五四元
利西國 一、三七九、四七二元
三三、一六三、二一八元

三 參考資料
I. The Year Book, 1936, P. 434, 1936, P. 416

第三項 對北支文化施設費

一 推計金額 (單位千元)

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
日本	八二〇	八二〇	八二〇
滿洲			
中南支			
其他外國	一一、一一五	八一八	八一八
計	一一、九三五	一、六三八	一、六三八

二 推計の基礎並其の方法
1 日本
各年度とも八二〇、〇〇〇元(北京日本大使館調)

第二編 受取之部

第二編 受取之部

2 滿洲

なし

3 中南支

第二編第四章第二節國民政府よりの財政上の收入中に包まるるを以て此に計上せず。

4 其の他外國

各國共主として團匪賠償金中より支出せらるるものとす。

イ 研究團體

(單位千元)

箇所別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
地質調査所	(米) 一五〇		
北京圖書館	(米) 二九〇	二九〇	二九〇
靜生生物調査所	(米) 八二	八二	八二
北大中基會	(米) 一〇〇		
中國營造學社	(米) 一五	一五	一五
北京研究院	(英) 三〇	四〇	四〇
孔德圖書館	(佛)	七	七
其他	(佛) 六七七	四四六	四四六

ロ 學校補助金

校名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
南開大學	(米) 三〇	三〇	三〇
北京大學	(英) 二〇	四	四
中法大學	(佛) 三三	二五八	二五八
北洋工學院	(英) 一〇	一〇	一〇
北平孔德學校	(佛) 三三	二九	二九
北平遠成學校	(佛) 一八	二一	二一
計	四三八	三七二	三七二

ハ 留學生補助金

(單位千元)

昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
二八二	三〇二	三〇二

第四節 戰爭内亂等より生ずる受取

推定金額なし。此の項目に該當する受取なければなり。昭和十二年日支事變勃發による流入軍費は特に之を省く。

第二編 受取之部

第二節 北支外よりの勞務利益の仕送り及持歸

一 推計金額

(單位千元)

國別	種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	出稼勞働者仕送金	八、八九一、〇〇〇	七、一九六、〇〇〇	六、三八六、〇〇〇
	同持歸金	一〇、五〇八、〇〇〇	九、五七五、〇〇〇	六、四七八、〇〇〇
對滿洲	小計	一九、三九九、〇〇〇	一六、七七七、〇〇〇	一二、八六四、〇〇〇
	大東公司北支支拂經費	二二四、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二三五、〇〇〇
	勞働者募集費	一、〇六七、〇〇〇	八六四、〇〇〇	九五八、〇〇〇
	商人及商業使用人仕送金	二、一三〇、〇〇〇	二、五七七、〇〇〇	二、六二九、〇〇〇
	俸給生活者仕送金	一、八九六、〇〇〇	二、〇八六、〇〇〇	二、二九五、〇〇〇
計	二四、七一六、〇〇〇	二二、五二八、〇〇〇	一八、九八一、〇〇〇	
對中南支	商人及商業使用人仕送金	四〇〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	三八五、〇〇〇
	俸給生活者仕送金	二〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
計	六〇〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇	四九五、〇〇〇	
對其他外國				

計	計	計	計
出稼勞働者仕送金及持歸金	一九、三九九、〇〇〇	一六、七七七、〇〇〇	一二、八六四、〇〇〇
大東公司北支支拂經費	二二四、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二三五、〇〇〇
勞働者募集費	一、〇六七、〇〇〇	八六四、〇〇〇	九五八、〇〇〇
商人及商業使用人仕送金	二、一三〇、〇〇〇	三、〇一七、〇〇〇	三、〇一四、〇〇〇
俸給生活者仕送金	二、〇九六、〇〇〇	二、三〇六、〇〇〇	二、四〇五、〇〇〇
計	二五、三一六、〇〇〇	二三、一八八、〇〇〇	一九、四七六、〇〇〇

二 推計の基礎及方法

(一) 在日本居住者の勞務利益の仕送り及持歸

北支在籍者にして日本居住者の數は不明なるも支那人數は大日本帝國統計年鑑(參考資料)に依れば昭和十一年末には

總數

二七、〇九〇

男

一九、二六五

女

七、八二五

なり。然るに北支在籍者中日本に居住する主要なる者は留學生及大阪川口華商に駐在する出張員なりと思料せらる。而して留學生は北支よりの仕送りに依りて生活するものなれば、北支に送金する者殆どなしと見られ、又川口華商に駐在する出張員は大體北支本店の經費に依て賄はれ居り。同經費は輸入商品代中に包含せられ居ると見らるるに因り特に茲に計上せざるを適當とす。

(二) 在滿洲居住者の勞務利益の仕送り及持歸

1 出稼働者仕送金

仕送人員は入滿勞働者數を採る。昭和十年、昭和十一年は滿鐵産業部發表入滿勞働者統計、十二年は大東公司の

統計より推計す。

2 仕送人員の基礎を其の年の入滿人員に採りたるは滿洲國國際收支從來の方法と同様なり。即ち其の年以前の入滿滯留者の送金するものあらむも、一方其の年入滿者にして送金を行はざるもの又あるべきを以て、兩者は相殺され得るとの推定に基く。蓋し實際の仕送人員の計算立たざる現狀に於て已むを得ざる假計算方法とす。

3 一人平均仕送額は

昭和十年度滿洲國國際收支決定額 二二・四八 (大東公司調査)
 十一年度 二二・四九 ()
 十二年度大東公司調査資料 一四・七二

右を参考として二〇圓と査定す。

以下更に説明すれば下の如し。

大東公司昭和十二年度調査結果左の如し。

調査人員 五、〇〇〇人

仕送金總額 三五四、六二九圓

在滿期間平均 四年九箇月

一人平均額 一人一年平均額

七〇・九三 一四・七二

滿洲出稼労働者在滿平均期間並送金及持歸金調

(大東公司昭和十二年度調)

産業分類	調査人員	在滿平均期間	平均仕送及持歸金額
農業	九九八	六年六箇月	七七元
林業	二二三	五年六箇月	八九元
漁業	四〇	三年八箇月	二四九元

商工業	土木建築業	製造業	運輸業	雜業	合計平均
四七	一、一三三	三九〇	七五九	九八二	二六一
五年五箇月	五年七箇月	二年四箇月	三年二箇月	四年二箇月	五年
八七元	一三五元	四六元	七九元	八七元	一〇二元
					七三元
					九三元

仕送及持歸金總額 四六三、六三一元
 内課 仕送金額 三五四、六二九元
 持歸金額 一〇九、〇〇二元

一人平均 九二・七三元
 七〇・九三元
 二一・八〇元

右仕送金額は在滿期間中の總額なるを以て平均在滿期間を以て除し、一年間の仕送金額を求むれば一四元七二仙となる。

即ち前年資料と對照し之を二〇圓に査定す。

4 右に據つて各年を計算すること左の如し。

(入滿數) (平均額)
 昭和十一年 四四四、五四〇 × 二〇元 ÷ 八、八九〇、八〇〇元
 昭和十一年 三五九、七六一 × 二〇元 ÷ 七、一九五、二二〇元
 昭和十二年 三一九、二八六 × 二〇元 ÷ 六、三八五、七二〇元

第二編 受取之部

備考 出張労働者仕送方法の調査
大東公司 昭和十二年度調査
調査人員 二七三四人

産業分類	錢莊	郵便	銀行	友人託送	客棧	計
農業	二二六	一三〇	七	四〇		四二三
林業	一	一	九	一		一二
漁業	三	一三	一一	二		二九
礦業	五	一一	九	二		二七
商業	三三〇	一四〇	一六五	七七		七一二
土木業	六八	三〇	一三	七		一一八
建築業	二一六	一八二	六一	三五		四九二
製造業	二八二	一三八	一〇七	五九		五八六
交通運輸業	四二	三五	六五	五		一四七
雑計	一、二四〇	七三三	四九六	二六五		二、七三四

- (1) 人員のみの統計にして金額の調査を缺く。
(2) 従来より相当利用者ありと見られたる客棧經由の送金先は本調査に於て表れず。
二 出稼労働者持歸金

1 持歸人員は昭和十年及十一年は滿鐵産業部發表離滿労働者統計昭和十二年は大東公司調査による。

2 一人平均持歸額は

昭和十年度滿洲國國際收支決定 一八元五一 (大東公司調査)
同十一年度 一八元五一 (夕)
昭和十二年大東公司調査資料 二二元八〇

右を参考として二五圓と査定す。蓋持歸金並仕送金調査は公衆の面前に於て行はるる爲、持參金に關しての回答は後難を懼れて兎角内輪目勝と判断せらるるを以て回答の調査結果より若干増額す。

- 3 計算方法左の如し。
大東公司昭和十二年度持歸金調査は前項仕送金説明項調査表参照

(離滿數) (平均額)
昭和十年 四二〇、三一四×二五元=一〇、五〇七、八五〇元
昭和十一年 三八二、九六六×二五元=九、五七四、一五〇元
昭和十二年 二五九、〇九八×二五元=六、四七七、四五〇元
千元以下端數切上げ計上す。

ハ 大東公司北支支拂經費總額

年別	人件費	其他經費	合計	摘要
昭和十年	一〇〇、〇七九元	一一三、二〇八元	二一三、二七八元	(以下推定)
同十一年	一二五、四五八元	一一四、五一二元	二二九、九七〇元	
同十二年			二三五、〇〇〇元	
同十三年			二四〇、〇〇〇元	

備考 十一年度迄大東公司實績調査、十二年度同公司推定
昭和十二年同公司北支各事務所従業員總人員一六九人

第二編 受取之部

ニ 労働者募集費

1 募集労働者数

大東公司昭和十二年度三〇人以上團體募集労働者取扱数五六、六九二名、三〇名以下の募集工人を加へれば募集による入滿者は總入滿数の約三割程度と推定す。(大東公司)
毎年總入滿数の三割を募集労働者人員と看做す。

2 一人當り募集費

入滿門戶地邊の労働者募集費調

(大東公司昭和十一年度調)

出發地	入滿門戶地	人員	乘船車費		前貸金其他		合計	
			單價	計	單價	計		
天	大連	一、二〇一	二・七〇元	三、二四二・七〇元	三・〇〇元	五、六〇三・〇〇元	六、八四五・七〇元	
			二・七〇	六九、八一九・五〇	三・〇〇	七七、五七七・〇〇		一四七、三九六・五〇
			七・五〇	五、九三二・五〇	三・〇〇	二、三七三・〇〇		
津	安東	七九一	四・二五	一四、二二四・二五	三・〇〇	七、九二三・〇〇	二二三、一四七・二三	
			〇・二三	三六八・五〇	三・〇〇	四、四二二・〇〇		
秦皇島	山海關	一、四七四	〇・二三	三六八・五〇	三・〇〇	四、四二二・〇〇	四、七九〇・五〇	
			三・八〇	五八三・八〇	三・〇〇	五〇四・〇〇		
芝	大連	七七一	三・八〇	二八八・〇〇	三・〇〇	二一六・〇〇	一、〇八七・八〇	
			四・〇〇	二八八・〇〇	三・〇〇	一八五・〇〇		
果	安東	六一	五・〇〇	三〇五・〇〇	三・〇〇	一八五・〇〇	四八八・〇〇	
			五・〇〇	三〇五・〇〇	三・〇〇	一八五・〇〇		

一人當總平均	龍口營		威海衛		青島		一人當總平均
	人員	費用	人員	費用	人員	費用	
三四、一七	八六	四・〇〇	六四	五・七〇	一、三〇九	三・〇〇	二〇四、八〇五・八〇
	二〇四	六・〇〇	六四	五・七〇	一、三〇九	三・〇〇	二〇四、八〇五・八〇
	二〇四	六・〇〇	六四	五・七〇	一、三〇九	三・〇〇	二〇四、八〇五・八〇
	二〇四	六・〇〇	六四	五・七〇	一、三〇九	三・〇〇	二〇四、八〇五・八〇

右は出發地邊の旅費、募集人の間接経費を含ます。

故に其の費用を見込みて昭和十年度及十一年度を一人當八元と見る。昭和十二年度及十三年度は労働者募集の困難前貸金昂騰の事情よりして之を一人當十元と見る。

3 計算左の如し

(入 滿 數) (一人當) (募集費總額)

昭和十一年 八元 \parallel 一〇六、六八九・〇〇

昭和十一年 八元 \parallel 八六三、四二六・四〇

昭和十二年 一〇元 \parallel 九五七、八五八・〇〇

千元以下端數切上げ計上す。

ホ 商人及商業使用人仕送金

康德二年度(昭和十年度)及同三年度(昭和十一年度)滿洲國國際收支左記資料を基準とす。

康徳二年商人及商業使用人仕送金算定資料

地域別	店数	使用人数	給料総額	仕送率	仕送金額
關東州	一五、〇一七	一〇四、四六二	六、七六九、九二二	五%	三三八、四九六
附屬地	四、三七五	三〇、四三一	一、九七二、二三〇	五%	九八、六一一
滿洲國	六九、八四七	四一、二四八	三三、八五〇、八四〇	五%	一、六九二、五四二
合計	八九、二三九	五四七、一四一	四二、五九二、九九二		二、一二九、六四九

備考

一 關東州は關東局警務部、附屬地は滿鐵、滿洲國は滿洲國税關の調査に據る

二 仕送率は店主を含めて五%と推定す

昭和十一年度は全滿に於ける康徳二年中滿支人轉入人口増加率を以て同年度仕送金額の増加率と看做し算出しあり、計算左の如し

康徳二年末全滿滿支人人口

三四、四九一、八四五

康徳二年中轉入増加人口

七二八、二六七

増加率

二・一%

前年度査定額

二、一二九、六四九元

本年度査定額

二、五七六、八七五元

昭和十二年は次の如く前年度の二%増と査定せり

昭和十二年 二、五七六、八七五元 × 一・〇二 = 二、六二八、四一三元

千元以下端數切上げ計上す

へ、俸給生活者の仕送金

滿洲國國際收支査定額(滿洲國財政部調査)

年別	俸給生活者人員	俸給總額	仕送率	仕送金額
大同二年度	二七〇、七七六	七七、九三八、四六九元	二%	一、五五八、七六九元
康徳元年	二六八、三八〇	八六、〇四九、七一五ク	二%	一、七二〇、九九四ク
康徳二年	康徳元年ノ一〇%増	九四、七六一、八九六ク	二%	一、八九五、二三八ク

昭和十一年以後は康徳二年(昭和十年)を基準とし毎年の増加率一〇%と査定す、計算左の如し

昭和十一年

一、八九六、〇〇〇 × 一・一〇 = 二、〇八五、六〇〇元

昭和十二年

二、〇八五、六〇〇 × 一・一〇 = 二、二九四、一六〇元

千元以下端數切上げ計上す。

(三) 對中南支の勞務利益の仕送及持歸金

イ 商人及商業使用人仕送金

對中南支支拂同項目の二〇%を推定す。推定の根據としては別段有力の理由なく、只中南支系資本の北支進出に較べ北支資本の中南支に進出するものは少く、従つて商人、商業使用人の進出も亦少く支拂勘定の二〇%を査定すれば充分なるべしと推定せしに依る。

計算左の如し

年別	同項目中南支支拂	%	受取額
昭和十年	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇%	四〇〇、〇〇〇
昭和十一年	二、二〇〇、〇〇〇	二〇%	四四〇、〇〇〇

同十二年	一、五四〇、〇〇〇	二〇%	三八五、〇〇〇
------	-----------	-----	---------

口 俸給生活者仕送金
前同様の推定方法に依り支拂勘定の二〇%を推定す。
計算左の如し

年別	同項目中南支支拂	%	受取額
昭和十一年	一、〇〇〇、〇〇〇元	二〇%	二〇〇、〇〇〇元
同十二年	一、一〇〇、〇〇〇元	二〇%	二二〇、〇〇〇元
同十一年	五五〇、〇〇〇元	二〇%	一一〇、〇〇〇元

(四) 其他外國居住者の勞務利益の仕送及持歸
北支在籍者にして所謂其他外國居住者は北支の地理的還境及歴史的關係より見て殆ど稀なれば、推計せざるを適當とす。

- 三 參考資料
- 一 内閣統計局編纂、大日本帝國統計年鑑第五十六回七六頁
 - 二 滿洲國政府財政部、經濟部編、滿洲國際收支調查書大同元年—康德三年分
 - 三 滿鐵産業部編、關東州を中心とする對北支戎克貿易の現状、三二一—三三一頁

第三節 海運關係收入

第一項 總括

一 推定金額

(單位千元)

國別	種類	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	備船料	二七六	一、一四〇	一、三三二
	北支外艦船修繕費	〇	〇	〇
	貨物運賃	二〇〇	三三〇	六二〇
	旅客運賃	〇	〇	〇
	繁船料其他チャーター費	三二八	二九二	二八三
	店計	二七六	二七六	二二八
	受取(△支拂)超過	一、〇八〇	二、〇二八	二、四五三
	計	七〇七	一、六五二	二、一九七
	備船料	六〇	三三八	七〇
	北支外艦船修繕費	〇	〇	〇
對滿洲	備船料	一九四	一九二	一一八
	北支外艦船修繕費	〇	〇	〇
	貨物運賃	一〇九	一五三	八九
	旅客運賃	四二	四一	二一
	繁船料其他チャーター費	〇	〇	〇
	計	一九四	一九二	一一八

第二編 受取之部

秦皇島 六五〇元
青島及芝罘 二〇〇元

天津 三五〇元
威海衛及龍口 五〇元

一一二

尙艦船需品購入代收收入は商品上の受取の項に掲ぐべきものとして海運收入中より之を控除せり。

(二) 汽船會社の國別に就ては本店所在地を基礎として一應左記の如く分類せり。
イ 日本 近海郵船、日本郵船、大阪商船、阿波共同、日清汽船、岡崎汽船、その他日本に本店を有する日本汽船會社

ロ 滿洲 大連汽船、松浦汽船、日昌公司、肇興公司、海昌公司其他滿洲に本店を有する汽船會社
ハ 中南支 三北公司、招商局
ニ 外國 怡和洋行、太古洋行其他歐米に本店を有する汽船會社
ホ 北支 政記公司、開灤炭礦、天津航業、直東公司、英記行大通興、惠通行、利通公司、岩城商會、協信公司、富羅洋行

(三) 昭和十二年度に於ける推計中推計基礎資料を缺くものは前年度を基礎とし、九月以降に於ける支那船航行遮斷を考慮したる推計數を揚げたり。

(四) 貨幣單位は國幣元とす、圓單位にて算出せられたるものは左記率に依り國幣元に之を換算せり。

昭和十一年 國幣 圓 一元一・二五
昭和十一年 一元一・〇二
昭和十二年 一元一・〇二

第二項 備船料

一 推計金額

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	二七六	一、一四〇	一、三三二
對滿洲	六〇	三二八	七〇
對中南支	〇	〇	〇
對外國	〇	〇	〇
計	三三六	一、四六八	一、三九二

二 推計の基礎並方法

(一) 對日本關係備船料收入は變態輸入船の問題と關聯し算定困難なる事情あるも、一應海事彙報其他の資料に依り左記推計を行へり。

年次	備船噸數	備船料率 (一ヶ月)	備船料計 (一ヶ年)
昭和	一〇、〇〇〇	二・三〇元	二七六、〇〇〇元
一〇	三八、〇〇〇	二・五〇	一、一四〇、〇〇〇
一一	三八、〇〇〇	二・九〇	一、三三二、四〇〇

昭和十年度政記公司船五隻(約一萬噸)の備船料を掲ぐ。

第二編 受取之部

一一三

第二編 受取之部

昭和十一、十二年度、次表所掲船舶の備船料を掲ぐ。
各年度備船料率は海事業報所掲各年度平均を採れり。

船名、船主、備船者一覽表

船名 (噸噸)	船主	備船者
乾利 (二、九一三)	政記公司	大東海運
泰利 (一、八三二)	〃	東和汽船
加利 (三、一一一)	〃	川崎汽船
天利 (二、一八三)	〃	東和汽船
勝利 (三、〇八七)	〃	井物汽船
坤利 (三、一〇六)	〃	三井汽船
中華 (六、〇二一)	〃	大川汽船
福慶 (三、〇八七)	〃	川崎汽船

合計二五、一四〇總噸 約三八、〇〇〇重量噸

(二) 對滿洲關係備船料受取の推計は左記に依れり。

年	次	備船料
昭	〇	五九、九二五元
昭	一	三二七、七七一元
昭	二	六九、六〇〇元

昭和一〇、一一年度、滿洲國々際收支調査書所掲大連汽船對支々拂分に利通號(松浦汽船)料を加算せり。
昭和十二年度、利通號備船料のみを掲ぐ。
備船料率、各年前掲に同じ。

(三) 對中南支關係の備船料受取なし。

(四) 對外國關係の備船料受取なし。

第三項 北支外艦船修繕費

一 推定金額

(單位千元)

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	〇	〇	〇
對滿洲	〇	〇	〇
對中南支	〇	〇	〇
對外國	〇	〇	〇

二 推計の基礎並方法

天津、青島の兩港には船渠存するも何れも小規模なる爲北支外艦船の修繕はなかりしものと推定せり。

第四項 貨物運賃

第二編 受取之部

一 推定金額

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	二〇〇	三三〇	六二〇
對滿洲	一〇九	一五三	八九
對中南支	四、二四一	四、八五八	三、六四四
對外國	一二〇	一四四	一四四
計	四、六七〇	五、四七五	四、四九七

(單位千元)

二 推定の基礎並方法

(一) 對日本關係、貨物運賃受取の推計は左記に依れり。

イ 秦皇島

年次	北支船に依る日本向貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和十年	一〇〇、〇〇〇	二・〇〇元	二〇〇、〇〇〇元
昭和十一年	一六〇、〇〇〇	二・〇〇元	三二〇、〇〇〇元
昭和十二年	三一〇、〇〇〇	二・〇〇元	六二〇、〇〇〇元

北支船(開港備船)の日本向貨物量は各年日本向積出炭の約五分の一と推定せり。

ロ 天津
ハ 龍口

ニ 芝罘 北支船に依る日本向貨物なし。

ホ 威海衛

ヘ 青島

(二) 對滿洲關係貨物運賃受取の推計は左記に依れり。

イ 秦皇島 北支船に依る滿洲向貨物なし。

ロ 天津

年次	北支船の滿洲向貨物噸數	北支船の滿洲より積來貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和十年	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三・〇〇元	五四、〇〇〇元
昭和十一年	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三・〇〇元	六〇、〇〇〇元
昭和十二年	四、五〇〇	一〇、〇〇〇	三・〇〇元	四三、五〇〇元

貨物噸數は各年津海航務週刊より概算せり。

ハ 龍口

年次	北支船輸送貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和十年	八、〇〇〇	二・〇〇元	一六、〇〇〇元
昭和十一年	七、五〇〇	二・〇〇元	一五、〇〇〇元
昭和十二年	三、七五〇	二・〇〇元	七、五〇〇元

北支船舶に依る對滿輸送貨物噸數は龍口對滿貿易量の四分の一と推定せり。但し昭和十二年度は前年度の二分の一を計上す。

龍口對滿貿易量(滿鐵々道統計年報)

昭 和 十 一 年	三三、七二三噸
昭 和 十 一 年	二九、九九五噸
芝 罌	

年	次	北支船輸送貨物噸數	運賃率	運賃計
昭 和	一	一〇、〇〇〇	二・〇〇元	二〇、〇〇〇元
〃	一	一二、〇〇〇	二・〇〇	二四、〇〇〇元
〃	二	六、〇〇〇	二・〇〇	一二、〇〇〇元

北支船舶に依る對滿輸送貨物噸數は芝罌對滿貿易量の四分の一と推定せり。但し昭和十二年度は前年度の二分の一とす。

芝罌對滿貿易量(滿鐵々道統計年報)

昭 和 十 一 年 度	四一、六二三噸
昭 和 十 一 年 度	四八、五七四噸
ホ 威 海 衛	

年	次	北支船に依る輸送貨物噸數	運賃率	運賃計
昭 和	一	四、六〇〇	二・〇〇元	九、二〇〇元
〃	一	四、〇〇〇	二・〇〇	八、〇〇〇元
〃	二	二、〇〇〇	二・〇〇	四、〇〇〇元

北支船舶に依る對滿輸送貨物噸數は威海衛對滿貿易量の二分の一と推定せり。但し昭和十二年度は前年度の二分の一とす。

威海衛對滿貿易量(滿鐵々道統計年報)

昭 和 十 一 年 度	九、二七七噸
〃 十 一 年 度	八、一四五噸
青 島	

年	次	北支船の滿洲向貨物噸數	北支船の滿洲より積來貨物噸數	運賃率	運賃計
昭 和	一	四〇〇	二、八〇〇	三・〇〇元	九、六〇〇元
〃	一	四〇〇	一五、〇〇〇	三・〇〇	四六、二〇〇元
〃	二	二〇〇	七、〇〇〇	三・〇〇	二一、六〇〇元

北支船舶の對滿輸送貨物量は青島吉川商店報告書より概算せり。

(三) 中南支關係貨物運賃受取の推計は左記に依れり。

第二編 受取之部

1 秦皇島

年次	北支船に依る中南支向貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和	一、二〇〇、〇〇〇	一・八〇元	二、一六〇、〇〇〇元
昭和	一、二〇〇、〇〇〇	二・〇〇	二、四〇〇、〇〇〇元
昭和	一、二〇〇、〇〇〇	二・〇〇	二、四〇〇、〇〇〇元

中南支向輸送炭は總て開業備船に依るものとせり。輸送炭の數量は概數とす。

年次	北支船の中支向貨物噸數	北支船の積來中南支向貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三・〇〇元	一、五〇〇、〇〇〇元
昭和	二六五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三・〇〇	一、三九五、〇〇〇元
昭和	一四三、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三・〇〇	七五九、〇〇〇元

北支船舶の輸送貨物噸數は各年津海航務週刊より概算せり。

ハ 龍口

北支船に依る中南支向貨物なし。

ニ 芝罘

年次	北支船の中支向貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和	二、四〇〇	三・〇〇元	七、二〇〇元
昭和	二、四〇〇	三・〇〇	七、二〇〇元
昭和	一、二〇〇	三・〇〇	三、六〇〇元

北支船舶の中南支關係輸送貨物量は配船數より推定す。月二隻、一隻宛輸送貨物一〇〇噸、年當二四〇〇噸。昭和十二年度輸送量は前年の二分の一とす。

ホ 威海衛

年次	北支船舶の中支向貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和	一、二〇〇	三・〇〇元	三、六〇〇元
昭和	一、二〇〇	三・〇〇	三、六〇〇元
昭和	六〇〇	三・〇〇	一、八〇〇元

北支船舶に依る輸送貨物噸數配船數より推定す。月二隻、一隻宛輸送貨物五〇噸、年當一、二〇〇噸、但し昭和十二年度は前年の二分の一とす。

ヘ 青島

第二編 受取之部

年次	北支船舶の中南支向貨物噸數	北支船舶の中南支より積來貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和〇	一五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三・〇〇元	五七〇,〇〇〇元
昭和一	二八九,〇〇〇	五一,〇〇〇	三・〇〇	一,〇二〇,〇〇〇元
昭和二	一四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三・〇〇	四八〇,〇〇〇元

北支船舶に依る輸送貨物噸數は青島吉川商店報告書より概算せり。

(四) 外國關係貨物運賃受取の統計は左記に依れり。

イ 秦皇島

年次	北支船舶に依る香港向輸送貨物噸數	運賃率	運賃計
昭和〇	六〇,〇〇〇	二・〇〇元	一二〇,〇〇〇元
昭和一	七二,〇〇〇	二・〇〇	一四四,〇〇〇元
昭和二	七二,〇〇〇	二・〇〇	一四四,〇〇〇元

北支船(開港船)に依る香港向輸送貨物噸數は香港向石炭積出量とす。(北支那外國貿易統計年報)
但し昭和十二年度は前年度と同量に推定せり。

ハ 天津
ロ 龍口
ニ 芝罘
中支關係收入運賃中に含まる。

ホ 威海衛
ヘ 青島

第五項 旅客運賃

一 推定金額

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	四二〇	四一〇	二一〇
對滿洲	一八	一八	九
對中南支	〇	〇	〇
對外國	六〇	五九	三〇
計			

二 推計の基礎並方法

- (一) 對日本關係旅客運賃の受取は北支船の對日航路なきに依り零とす。
- (二) 對滿洲關係旅客運賃受取の推定は左記に依れり。即ち北支各港に於ける乗船上陸の北支外居住者旅客數を推定し、之に運賃を乗じたるものとす。天津、芝罘、青島三港の北支船に依る乗船客、上陸客は滿洲諸港に於ける上記各三港關係入離滿、滿支人數の三分の一とし、北支外居住者乗客は其の十分の一と推定せり。
龍口、威海衛二港の北支船に依る乗船客、上陸客は滿洲諸港に於ける上記各二港關係入離滿、滿支人數の二分の一とし北支外居住者乗客は其の十分の一と推定せり。

昭和十二年度は各港共前年度の二分の一とす。

乗客数推定基礎資料は支拂之部第五項附表(三)参照

各港別旅客運賃推定受取金額左記の如し。

イ 秦皇島 北支旅客船の配船なし。

ロ 天津

天津—滿洲

年	次	北支船乗船客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計
昭和	一〇	三六、四三三		三、六四三	二元	七、二八六元
昭和	一一	三六、三八五		三、六三八	二元	七、二七六元
昭和	一二	一八、一九二		一、八一九	二元	三、六三八元

滿洲—天津

年	次	北支船上陸客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計
昭和	一〇	三〇、八一		三、〇八一	二元	六、一六二
昭和	一一	二五、五二八		二、五五二	二元	五、一〇四
昭和	一二	一二、七六四		一、二七六	二元	二、五五二

ハ 龍口

龍口—滿洲

年	次	北支船乗船客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計
昭和	一〇	三七、三九二		三、七三九	二元	七、四七八元
昭和	一一	三六、三六六		三、六三六	二元	七、二七二元
昭和	一二	一八、一八三		一、八一八	二元	三、六三六元

滿洲—龍口

年	次	北支船上陸客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計
昭和	一〇	二七、二〇二		二、七二〇	二元	四、三三二
昭和	一一	二四、九九二		二、四九九	二元	四、九〇〇
昭和	一二	一二、四九六		一、二四九	二元	二、五九七

芝罘—滿洲

年	次	北支船乗船客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計
昭和	一〇	三五、四四二		三、五四四	二元	七、〇八八元
昭和	一一	二八、二九二		二、八二九	二元	五、六五八元
昭和	一二	一四、一四六		一、四一四	二元	二、八二八元

滿洲—芝罘

年	次	北支船上陸客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計(圓)	運貨計(元)
昭和	一	二、三、五五九	二、三五六		二圓	四、七一二	三、七六九
昭和	一	二、二、七三二	二、二七三			四、五四六	四、四五六
昭和	一	一、一、三六六	一、一三六			二、二七二	二、二二七

本威海衛

威海衛—滿洲

年	次	北支船乗船客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計(圓)	運貨計(元)
昭和	一	一、六〇〇	一、六〇〇			二、二七	三三〇元
昭和	一	一、二七六	一二七			二、二七	二五四元
昭和	一	六三八	六三				一二六元

滿洲—威海衛

年	次	北支船上陸客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計(圓)	運貨計(元)
昭和	一	二、五五〇	二五五		二圓	五、一〇	四〇八
昭和	一	九三二	九三			一、八六	一八二
昭和	一	四六六	四六			九二	九〇

青島

青島—滿洲

年	次	北支船乗船客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計(圓)	運貨計(元)
昭和	一	二、三、三八九	二、三三九			二、三〇六	四、四七八元
昭和	一	二、三、〇六二	二、三〇六			二、三〇六	四、六一二元
昭和	一	一、一、五三一	一、一五三				二、三〇六元

滿洲—青島

年	次	北支船上陸客	内、北支外居住者數	運	貨	運貨計(圓)	運貨計(元)
昭和	一	一、一、三三三	一、一三三		二圓	二、二六六	一、八一二
昭和	一	九、一八二	九一八			一、八三六	一、八〇〇
昭和	一	四、五九一	四五九			九一八	九〇〇

(三) 對中南支關係旅客運貨受取の推計は左記に依る。

年	次	北支外居住者乗客數	運	貨	計
昭和	一	一、八〇〇	一〇元	一〇元	一八、〇〇〇元
昭和	一	一、八〇〇	一〇元	一〇元	一八、〇〇〇元
昭和	一	九〇〇	一〇元	九〇元	九、〇〇〇元

北支船の北支外居住者乗客数は左記に依り推定せり。
 北支船の配船數月三隻、一隻當北支外居住者乗客五〇名、年一、八〇〇名、但し昭和十二年度は前年の二分の一とす。
 (四) 對外國關係旅客運賃受取なし。

第六項 繫船料其他チャージ

一 推定金額

(單位千元)

國別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	三二八	二九二	二八三
對滿洲	一九四	一九一	一一八
對中南支	七五	七三	四〇
對外國	五四四	五一九	四九五
計	一、一四一	一、〇七五	九三六

二 推定の基礎並方法(附、船船需品購入代推計基礎)

(一) 對日本關係繫船料其他チャージ受取の推定は左記に依れり。

イ 秦皇島

年次	日本船舶入港隻數	港灣	諸掛	需品	購入代計
昭和十一年	三五	一隻當諸掛	六五〇元	一隻當購入代	五〇元
昭和十二年	一〇	諸掛計	二二、七五〇元	購入代計	一、七五〇元

昭和十一年	四四	港灣	六五〇	需品	五〇
昭和十二年	一一	諸掛	二八、六〇〇元	購入代計	二、二〇〇元
昭和十三年	九一	諸掛計	五九、一五〇元	購入代計	四、五五〇元

日本船舶入港隻數は秦皇島海關調査に依る。
 天津

年次	日本船舶入港隻數	港灣	諸掛	需品	購入代計
昭和十一年	四三八	一隻當諸掛	三五〇元	一隻當購入代	一〇〇元
昭和十二年	一一〇	諸掛	一五三、三〇〇元	購入代計	四三、八〇〇元
昭和十三年	四三	諸掛計	一二四、九五〇元	購入代計	三五、七〇〇元
昭和十四年	三五七	諸掛	一六〇、六五〇元	購入代計	四五、九〇〇元
昭和十五年	四五九	諸掛計	一〇〇元	購入代計	四五、九〇〇元

日本商船入港隻數は各年津海航務週刊より集計せり。
 龍口日本船舶の入港なし。
 芝罘

年次	日本船舶入港隻數	港灣	諸掛	需品	購入代計
昭和十一年	三五〇	一隻當諸掛	二〇〇元	一隻當購入代	五〇元
昭和十二年	一一〇	諸掛	七〇、〇〇〇元	購入代計	一七、五〇〇元
昭和十三年	三〇〇	諸掛計	六〇、〇〇〇元	購入代計	一五、〇〇〇元
昭和十四年	一一	諸掛	三〇、〇〇〇元	購入代計	七、五〇〇元
昭和十五年	二	諸掛計	二〇〇元	購入代計	七、五〇〇元

第二編 受取之部

日本船入港隻數は大連埠頭に於ける芝罘仕出船舶著埠隻數に日本船の不定期的寄港船隻數を加へたり。但し昭和十二年度は前年の二分の一とす。

大連埠頭芝罘仕出船舶隻數(滿鐵鐵道統計年報)

年	次	日	本	船
昭和十一年度				三三八隻
昭和十一年度				二八八隻

木 威 海 衛 日本船舶の寄港なし。
へ 青 島

年	次	日本船舶入港隻數		港 灣 諸 掛		需 品 購 入	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	一	四〇九	二〇〇元	八一、八〇〇元	一〇〇元	四〇、九〇〇元	
	二	三九〇	二〇〇元	七八、〇〇〇元	一〇〇元	三九、〇〇〇元	
昭和十二年	一	一六八	二〇〇元	三三、六〇〇元	一〇〇元	一六、八〇〇元	

日本船舶入港隻數は吉川商店調査報告書より集計せり。

(二) 對滿洲繫船料受取金の推定は左記に依れり。

イ 秦 皇 島

年	次	滿洲船舶入港隻數		港 灣 諸 掛		需 品 購 入	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計		
昭和十一年	一	二	六五〇元	一、三〇〇元	五〇元	一〇〇元	
	二	二	六五〇元	一、三〇〇元	五〇元	一〇〇元	
昭和十二年	一	五	六五〇元	三、二五〇元	五〇元	二五〇元	

船舶入港隻數は秦皇島海關調に依る。

口 天 津

年	次	滿洲船舶入港隻數		港 灣 諸 掛		需 品 購 入	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計		
昭和十一年	一	二二〇	三五〇元	七七、〇〇〇元	一〇〇元	二二、〇〇〇元	
	二	二五〇	三五〇元	八七、五〇〇元	一〇〇元	二五、〇〇〇元	
昭和十二年	一	(小型) 一八五	三五〇元	七一、三五〇元	五〇元	二一、八〇〇元	
	二	六六五	三五〇元	七一、三五〇元	五〇元	二一、八〇〇元	

滿洲船舶入港隻數は各年津海航務週刊より集計す。

ハ 龍 口

年	次	滿洲船舶入港隻數		港 灣 諸 掛		需 品 購 入	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計		
昭和十一年	一	二五九	五〇元	一二、九五〇元	五〇元	一二、九五〇元	
	二	二五九	五〇元	一二、九五〇元	五〇元	一二、九五〇元	

第二編 受取之部

第二編 受取之部

昭和	昭和	昭和	昭和
一	一	一	一
二	二	二	二
九二	一八四	五〇元	九、二〇〇元
五〇元	五〇元	四、六〇〇元	五〇元
五〇元	九、二〇〇元	五〇元	九、二〇〇元
四、六〇〇元	五〇元	四、六〇〇元	四、六〇〇元

一三三

満洲船入港隻数は満洲諸港に於ける龍口港仕出著埠日本船舶隻数の總數に、外國船著埠船舶隻数の半數を加へたるものとせり、(次表参照)但し昭和十二年度は前年度の二分の一とす。
 満洲諸港に於ける龍口港仕出著埠船舶隻數 (滿鐵鐵道統計年報)

年次	大連港			其他		
	日本船	外國船	日 本 船	日本船	外國船	其他
昭和	九八	九一	二三八	一八	二一	四九
昭和	九八	九一	二三八	一八	二一	四九

芝罘

年次	滿洲船入港隻數			港灣諸掛			需品購入代		
	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代
昭和	一四〇	二〇〇元	二八、〇〇〇元	二〇〇元	二七、〇〇〇元	五〇元	七、〇〇〇元	六、七五〇元	三、三五〇元
昭和	一三五	二〇〇元	二七、〇〇〇元	二〇〇元	二七、〇〇〇元	五〇元	七、〇〇〇元	六、七五〇元	三、三五〇元
昭和	一〇	二〇〇元	二八、〇〇〇元	二〇〇元	二七、〇〇〇元	五〇元	七、〇〇〇元	六、七五〇元	三、三五〇元

満洲船入港隻数は満洲諸港に於ける芝罘港仕出著埠外國船隻数の半數を掲げたり。著埠日本船舶は日本關係の項に計上せり、(次表参照)但し昭和十二年度は前年度の半數とす。

滿洲諸港に於ける芝罘仕出著埠船舶隻數 (滿鐵鐵道統計年報)

年次	大連港			其他		
	日本船	外國船	日 本 船	日本船	外國船	其他
昭和	三三八	二七三	二五五	四	一	一九
昭和	三三八	二七三	二五五	四	一	一九

威海衛

年次	滿洲船入港隻數			港灣諸掛			需品購入代		
	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代
昭和	六二	五〇元	三、一〇〇	五〇元	三、二〇〇	〇	〇	〇	〇
昭和	六一	五〇元	三、一〇〇	五〇元	三、二〇〇	〇	〇	〇	〇
昭和	二	五〇元	一、六〇〇	五〇元	一、六〇〇	〇	〇	〇	〇

満洲船入港隻数は満洲諸港に於ける威海衛仕出著埠外國船隻数の半數を掲げたり(次表参照)但し昭和十二年度は前年度の半數とす。
 大連港に於ける威海衛仕出著埠船舶隻數 (滿鐵鐵道統計年報)

年次	日本船			外國船		
	日 本 船	外國船	日 本 船	外國船	日 本 船	外國船
昭和	一〇	一三	一二五	二八	一〇	一三
昭和	一〇	一三	一二五	二八	一〇	一三

第二編 受取之部

一三三

青島

年次	滿洲船入港隻數	港灣		一隻當購入代計	一隻當購入代
		一隻當諸掛	諸掛計		
昭和〇年	三六〇	二〇〇元	七二、〇〇〇元	一〇〇元	三六、〇〇〇元
昭和一年	三三二	二〇〇元	六二、四〇〇元	一〇〇元	三一、二〇〇元
昭和二年	二一〇	二〇〇元	二四、〇〇〇元	一〇〇元	一二、〇〇〇元

入港隻數は各年吉川商店報告書、青島海關調査に依れり
 (三) 對中南支關係、繫船料其他チャージ受取の推定は左記に依れり。
 1 秦皇島

年次	中南支船入港隻數	港灣		一隻當購入代	購入代計
		一隻當諸掛	諸掛計		
昭和〇年	一二	六五〇元	七、八〇〇元	五〇元	六〇〇元
昭和一年	一二	六五〇元	七、八〇〇元	五〇元	六〇〇元
昭和二年	六	六五〇元	三、九〇〇元	五〇元	三〇〇元

中南支船入港隻數は中南支船の配船數より推定せり、但し昭和十二年度は前年の二分の一とす。
 天津

船舶入港隻數は津海航務週刊に依る。
 八芝罘

年次	中南支船入港隻數	港灣		一隻當購入代	購入代計
		一隻當諸掛	諸掛計		
昭和〇年	九六	三五〇元	三三三、六〇〇元	一〇〇元	九、六〇〇元
昭和一年	八八	三五〇元	三〇、八〇〇元	一〇〇元	八、八〇〇元
昭和二年	五〇	三五〇元	一七、五〇〇元	一〇〇元	五、〇〇〇元

入港隻數は招商局の配船數より推定す、但し昭和十二年度は前年の半數とす。
 威海衛

年次	中南支船入港隻數	港灣		一隻當購入代	購入代計
		一隻當諸掛	諸掛計		
昭和〇年	七二	二〇〇元	一四、四〇〇元	五〇元	三、六〇〇元
昭和一年	七二	二〇〇元	一四、四〇〇元	五〇元	三、六〇〇元
昭和二年	三六	二〇〇元	七、二〇〇元	五〇元	一、八〇〇元

第二編 受取之部

昭和十一年	七二	五〇	三、六〇〇元		
昭和十二年	三六	五〇	一、八〇〇元		

一三六

青島

入港隻数は招商局配船數より推定せり、但し昭和十二年度は前年の二分の一とす

年次	中南支船入港隻數	港灣諸掛		船舶需品購入代	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	八〇	二〇〇元	一六、〇〇〇元	一〇〇元	八、〇〇〇元
昭和十二年	八一	二〇〇元	一六、二〇〇元	一〇〇元	八、一〇〇元
昭和十三年	四八	二〇〇元	九、六〇〇元	一〇〇元	四、八〇〇元

入港隻数は吉川商店報告數より集計せり。

(四) 外國關係船料其他チャージ受取推定金額左の如し。

秦皇島

年次	外國船入港隻數	港灣諸掛		需品購入代	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	二五五	六五〇元	一六五、七五〇元	四七一元	二五、五五〇元
昭和十二年	二四二	六五〇元	一五七、三〇〇元	四二四元	二二、二〇〇元
昭和十三年	二六四	六五〇元	一七一、六〇〇元	四六三元	二二、一五〇元

天津

外國船入港隻數は秦皇島入港外國船隻數(海關統計)より日本船入港隻數及開港備船入港隻數を差引きたるものを掲ぐ、但し需品購入代の推定は外國船の全入港隻數より算出せり。

年次	外國船入港隻數	港灣諸掛		需品購入代	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	五三八	三五〇元	一八八、三〇〇元	一〇〇元	五三、八〇〇元
昭和十二年	五六三	三五〇元	一九七、〇五〇元	一〇〇元	五六、三〇〇元
昭和十三年	五五〇	三五〇元	一九二、五〇〇元	一〇〇元	五五、〇〇〇元

入港隻數は津海航務週刊に依る。

龍口

外國船舶の入港なし。

芝罘

年次	外國船舶入港隻數	港灣諸掛		需品購入代	
		一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	二四〇	二〇〇元	四八、〇〇〇元	五〇元	一、二〇〇元
昭和十二年	二四〇	二〇〇元	四八、〇〇〇元	五〇元	一、二〇〇元
昭和十三年	二〇〇	二〇〇元	四〇、〇〇〇元	五〇元	一、二〇〇元

第二編 受取之部

一三七

外國船入港隻数は英系汽船會社配船數より推定せり。

年次	外國船入港隻數		港灣諸掛		需品購入代	
	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	二四〇	五〇元	一、二〇〇	〇	〇	〇
昭和十一年	二四〇	五〇元	一、二〇〇	〇	〇	〇
昭和十一年	二〇〇	五〇元	一、〇〇〇	〇	〇	〇

青島

外國船入港隻数は英系汽船會社配船數より推定す。

年次	外國船入港隻數		港灣諸掛		需品購入代	
	一隻當諸掛	諸掛計	一隻當購入代	購入代計	一隻當購入代	購入代計
昭和十一年	七〇六	二〇〇元	一四一、二〇〇	一〇〇元	七〇、六〇〇元	七〇、六〇〇元
昭和十一年	五七五	二〇〇元	一一五、〇〇〇	一〇〇元	五七、五〇〇元	五七、五〇〇元
昭和十一年	四五一	二〇〇元	九〇、二〇〇	一〇〇元	四五、一〇〇元	四五、一〇〇元

外國船隻数は吉川商店報告書より推計せり。

第七項 店費

一 推定金額 (單位千元)

國別	昭和十一年	昭和十一年	昭和十二年
對日本	二七六	二七六	二二九
對滿洲	一三三	一三三	一一二
對中南支	八四	八四	四二
對外國	七二〇	七二〇	七二〇
計	一、二二二	一、二二二	一、一〇二

二 推定の基礎竝方法

(一) 對日本關係店費受取金の推定左記に依る。

汽船會社名	北支内支店所在地	昭和十一年	昭和十二年
大阪商船	天津、青島	一一〇、〇〇〇元	一一〇、〇〇〇元
近海郵船	天津、青島	一一〇、〇〇〇元	一一〇、〇〇〇元
日清汽船	天津	一一〇、〇〇〇元	一一〇、〇〇〇元
中村組	青島	一一〇、〇〇〇元	一一〇、〇〇〇元
阿波共計	芝罘	一一〇、〇〇〇元	一一〇、〇〇〇元
合計		二七六、〇〇〇元	二七六、〇〇〇元

(二) 對滿洲關係店費受取の推定左記に依る。

第二編 受取之部

汽船會社名	北支内支店所在地	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
大連汽船	天津、青島	一一〇,〇〇〇元	一一〇,〇〇〇元	一〇〇,〇〇〇元
國際運輸	天津	一一〇,〇〇〇元	一一〇,〇〇〇元	一一〇,〇〇〇元
合計		二二〇,〇〇〇元	二二〇,〇〇〇元	二一〇,〇〇〇元

(三) 對中南支關係店費受取の推計は左記に依る。

汽船會社名	北支内支店所在地	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
招商局	天津、芝罘、青島	七三,〇〇〇元	七二,〇〇〇元	三六,〇〇〇元
三北公司	天津	一一,〇〇〇元	一一,〇〇〇元	六,〇〇〇元
合計		八四,〇〇〇元	八三,〇〇〇元	四二,〇〇〇元

(四) 對外國關係店費受取の推計は左記に依る。

汽船會社名	北支内支店所在地	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
怡和洋行	天津、芝罘、青島	三六〇,〇〇〇元	三六〇,〇〇〇元	三六〇,〇〇〇元
太古洋行	天津、芝罘、青島	三六〇,〇〇〇元	三六〇,〇〇〇元	三六〇,〇〇〇元
合計		七二〇,〇〇〇元	七二〇,〇〇〇元	七二〇,〇〇〇元

第四節 保險關係收入

第一項 北支保險會社の保險料收入

北支に本據を有する保險會社は支那側北京の東方人壽保險公司一社にして、北支外との收支は僅少なるべし故に之を省略す。

第二項 北支外保險會社よりの保險金の受取

一 推計金額

(單位千元)

國別	種類	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
日本	生命 火災 海上	一一四 一一〇 六六	一二三 一一九 六六	二五四 八一 八四
滿洲		三一〇	三〇八	四一九
中南支	生命 損害	六五 四二三 四八八	七四 四六六 五四〇	八二 三二六 四〇八

外		計	
生	計	生	計
損	害	損	害
命	命	命	命
二八	三三	二一七	二二〇
一、一五六	一、二四四	一、七六五	一、七九五
一、一八四	一、一七七	一、九八二	二、〇二五
三六	九三〇	一、七九三	一、七九三
九六六	九六六		

二 推計の基礎並方法

(一) 日本

(イ) 生命保険

全支に於ける日本側生命保險會社の保險金支拂額は左の如し。

(第一生命調査に依る)

昭和十一年	六七一十圓
昭和十一年	六一六〇
昭和十二年	一、二六八〇
昭和十一年	一二四〇圓
昭和十一年	一二三〇
昭和十二年	二五四〇

右の各二割を北支に於ける保險金の受取とす。

(ロ) 火災保險

日本に於ける火災保險の一年間内の收入保險料と支拂保險金との比率を見るに昭和八年度に於て次の如し

收入保險料 (A)	支拂保險金 (B)	(B) / (A) に対する比率
九四、〇八二、六九三圓	三四、七〇四、四三四圓	三六・八九%

單にある一年のみの比率を以て類推を爲すは危険にして又日本と北支との情況も異なる故に、直に此の比率を適用し難きも北支は火災保險の對照となるべき建築物が煉瓦造にて内地に比して類焼少き故、前記比率を參酌して保險會社の收入保險料の三〇%を以て其の年の保險會社の支拂保險金とし之を北支の受取に計上す。

保險會社收入保險料

保險會社支拂保險金

昭和十一年	四〇〇千圓	一二〇千圓
昭和十一年	三九五〇	一一九〇
昭和十二年	二七一〇	八一〇

(保險會社收入保險料ハ第三編第五章第四節第二項參照)

(ハ) 海上保險

右火災保險と同様に日本に於ける收入保險料と支拂保險金との比率を見るに昭和八年度は左の如し。

收入保險料 (A)	支拂保險金 (B)	(A) の (B) に対する比率
三三二、一二二、五九四圓	一九、七〇二、四九二圓	六一・三六%

第二編 受取之部

右六一%の比率を以て北支に於ける日本側保險會社の支拂保險金を算出して之を北支の受取として計上す。

一四四

會社收入保險料

會社支拂保險金

昭和十年	一〇八千圓	六六千圓
昭和十一年	一〇八〇	六六〇
昭和十二年	一三八〇	八四〇

(會社收入保險料は第三編第五章第四節第二項参照)

(二) 滿洲 なし

(三) 中南支

(イ) 生命保險

支那側保險會社の收入保險料と支拂保險金との比率を見るに、信託季刊第二卷第三期、二十五年來我國之保險業に依れば左の如し。尤も之は生命保險會社二社分のみの數字にて全般的とは謂ひ難きも大體の比率を見るには差支へなし。

年	收入保險料 (A)	支拂保險金 (B)	(B)の(A)に對する比率
民國二十二年	六五四、八〇〇元	二七五、八三三元	四二・一二%
民國二十三年	六一七、八九三元	二三九、〇七九元	三八・六九%
民國二十四年	五八九、六七八元	二一七、五九一元	三六、八九%

右三箇年の平均比率三九%を以て北支に於ける中南支保險會社の收入保險料より支拂保險金を算出して、之を北支の受取保險金として計上す。

年	保險會社收入保險料	保險會社支拂保險金
昭和十年	一六七千元	六五千元
昭和十一年	一九一千元	七四千元
昭和十二年	二二〇千元	八二千元

(收入保險料は第三編第五章第四節第二項(三)の(イ)参照)

(ロ) 損害保險

支那側損害保險に關しても同じく保險會社收入保險料と支拂保險金との比率は左の如し。(第三編第五章第四節第二項(三)ノ(ロ)参照)

昭和七年	四五・八四%
昭和八年	五〇・四一%
昭和九年	六〇・〇〇%
昭和十年	五六・四三%
平均五三・一七%	

右平均比率五三%を以て北支に於ける中南支損害保險會社の收入保險料より支拂保險金を算出し、之を北支の受取保險金として計上す。

第二編 受取之部

一四五

昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 年	會社收入保險料	會社支拂保險金
			七九九千元	四二三千元
			八七九千元	四六六千元
			六一五千元	三二六千元

(收入保險料は第三編第五章第四節第二項(三)の(ロ)参照)

(四) 外 國

外國保險會社の契約高其の他の統計に關しては資料なき故、大體收入保險料と支拂保險金との比率を日本側保險會社と同一の割合と看做し、外國保險會社の收入保險料より支拂保險金を算出し之を北支の受取として計上す。

(イ) 生命保險

日本に於ける生命保險會社の收入保險料と支拂保險金との比率を見るに保險年鑑昭和九年度に依れば左の如し。

收入保險料 (A)	支拂保險金 (B)	(B)の(A)に對する比率
四一〇、〇一二、五五五元	一三七、〇三六、九三九元	三三・四二%

右の三三%の比率を以て外國生命保險會社の收入保險料より支拂保險金を算出すること左の如し。

昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 年	收 入 保 險 料	支 拂 保 險 金
			八四千元	二八千元
			一〇〇千元	三三千元
			一一〇千元	三六千元

(收入保險料は第三編第五章第四節第二項(四)ノ(イ)参照)

(ロ) 損害保險

日本側火災保險の比率三〇%及上海保險の比率六一%(前掲)の平均比率四五・五%を以て外國損害保險の支拂保險金を算出す。

昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 年	收 入 保 險 料	支 拂 保 險 金
			二、五四〇千元	一、一五六千元
			二、五一五千元	一、一四四千元
			二、〇四五千元	九三〇千元

(收入保險料は第三編第五章第四節第二項(四)の(ロ)参照)

第五節 手數料並商業利益

一 推計金額

外 中 滿 日 計 南 洲 本	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
	四、〇〇〇 一、〇六三 五、〇六三	四、〇〇八 一、一六九 五、一七七	三、五八六 三、五八六

(單位千元)

二 推計の基礎

1 對日本

日本より受取るべき手數料並商業利益ある得べきも其の額不明にして、且些少なりと見らるるを以て計上せざるものとす。

2 對滿洲

滿洲國國際收支調査書に依れば滿洲より北支の受取るべき商業利益は次の如し。(單位千元)

昭和十年	全支受取配當	北支受取割合	北支受取額
五、〇〇〇	八〇%	四、〇〇〇	

昭和十一年	五、〇一〇	八〇%	四、〇〇八
昭和十二年	四、四八二	八〇%	三、五八六

3 對中南支

北支より中南支への商業投資額は不明なるを以て中南支より北支への商業投資四二、五〇〇千圓の二分の一と推定し、夫れに對して受取るべき利益率を昭和十年五%、昭和十一年五・五%、昭和十二年なしとすれば、北支の受取利益は左の如し。

投資額	利益率	昭和十年	利益率	昭和十一年
二一、二五〇	五%	一、〇六三	五・五%	一、一六九

4 對外國

不明にして些少なるを以て計上せず。

第六節 外來者の消費

第一項 旅行者消費

一 推定金額

(單位千元)

對日本	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
二、二八〇	二、三一九	三、三九二	

第二編 受取之部

中南支よりの旅行者は各別國人共に滞在日數一五日間とせり、國籍別等級別の一日一人當り消費額は次の如し。(單位元)

外日支	國籍別	滞在日數			滞在日數×一日一人當り消費額		
		一	二	三	一	二	三
支那人	支那人	一五	一五	一五	二二五	一〇五	四五
日本人	日本人	一五	一五	一五	四五〇	二二五	一〇五
支那人	支那人	四〇	二〇	一〇	六〇〇	三〇〇	一五〇
計	計	一五	一五	一五	一〇五	二二五	四五

(三) 右の割合に依りて旅行者の消費額を算出すれば次の如し。

昭和十年

(單位千元)

外日支	國籍別	一	二	三	等	合	計
支那人	支那人	二二	一〇	一四	一七五	一、二〇三	一、二〇三
日本人	日本人	五五	一八	五二	一、二〇三	一、二〇三	一、二〇三
支那人	支那人	四二	一八	三	四三一	四三一	四三一
計	計	一〇	一〇	一〇	一、八〇九	一、八〇九	一、八〇九
支那人	支那人	一六	一八	二八	四、七一	四、七一	四、七一
日本人	日本人	八四	一三	四	三、四二	三、四二	三、四二
支那人	支那人	一、一七	七三	六	一、三三	一、三三	一、三三
計	計	二、一九	四九	〇	九、四六	九、四六	九、四六

昭和十一年

外日支	國籍別	一	二	三	等	合	計
支那人	支那人	五八	四二	三九	四、九二	四、九二	四、九二
日本人	日本人	二七	七五	一〇	四六八	四六八	四六八
支那人	支那人	八六	二七	二五	一、三九	一、三九	一、三九
計	計	一、七	七九	〇	六、七九	六、七九	六、七九
支那人	支那人	七五	七	一八	九、八一	九、八一	九、八一
日本人	日本人	一、六	三二	七	六、一〇	六、一〇	六、一〇
支那人	支那人	二、四	三	一	三、一三	三、一三	三、一三
計	計	四、九	三九	〇	一八、〇六	一八、〇六	一八、〇六
支那人	支那人	一、六	九	一三	一、一五	一、一五	一、一五
日本人	日本人	六	一	四	一、二二	一、二二	一、二二
支那人	支那人	一、〇	二	五	一、七九	一、七九	一、七九
計	計	一、〇	一	一	一、一五	一、一五	一、一五
支那人	支那人	一、一	二	三	一、四二	一、四二	一、四二
日本人	日本人	八〇	七	〇	三、六四	三、六四	三、六四
支那人	支那人	一、二	三	八	四、六二	四、六二	四、六二
計	計	一、二	一	一	一、四二	一、四二	一、四二

第二編 受取之部

一五五

昭和十二年

一、四一二

五、六四六

ロ 各徑路外人旅行者の中五割を外國よりの旅行者として推定すれば(單位千元)

年 度 別	外 國 よ り	日 本 よ り	滿 洲 よ り	中 南 支 よ り
昭 和 十 一 年	一、五六九	二一六	六五七	六九七
昭 和 十 二 年	一、九七〇	二〇七	七一二	一、〇五二
計	一、六三二	二五三	七〇〇	六八一

右の方法に依る各徑路別の受取額は上表の如し。

第二項 移住者持參金

推定金額

(單位千元)

年 度 別	日 本 内 地	滿 洲 支 那
昭 和 十 一 年	一〇四	二五〇
昭 和 十 二 年	二六	六三
計	一三〇	三一三

2 推定の基礎竝方法

(一) 對 日 本

イ 各年末日本在留人口數

年 度 別	内 地	鮮 州	臺 灣	計
昭 和 九 年 末	二五、四六九	二、九二七	九五	二八、四九一
昭 和 十 年 末	二七、六二三	五、〇六五	一四一	三二、八二九
昭 和 十 一 年 末	三三、一三三	九、六九八	一六二	四二、九九三
昭 和 十 二 年 九 月 末	六二、二四二	一八、八四八	三七二	八一、四六二

(註) 昭和十二年九月末現在人口數は一〇八、八六九人中山東省內分内地人二四、一九〇人、鮮人三、一九五人、臺灣人二二人合計二七、四〇七人を差引たるものなり

ロ 各年中日本人在留人口増加數

年 度 別	内 地	鮮 州	臺 灣	計
昭 和 十 年	二、一五四	二、一三八	四六	四、三三八
昭 和 十 一 年	五、五一〇	四、六三三	二一	一〇、一六四
昭 和 十 二 年	二九、一〇九	九、一五〇	二一〇	三八、四六九

北支五省に於ける日本人増加數は右表の如し。而して其の平均一人當り持參金を日本内地人四〇圓、鮮、臺灣人二〇元として推定算出すれば次の如し。

(單位千元)

	昭和十一年	昭和十一年	昭和十二年
内地人	八六、一六〇	二二〇、四〇〇	一、一六四、三六〇
朝鮮人	四三、六八〇	九三、〇八〇	一八七、二〇〇
計	一二九、八四〇	三一三、四八〇	一、三五一、五六〇

以上の金額は日本への移住者の持参金を差引たる日本人移住者の持参金とす。而して此の内對滿洲より受取りたるものを昭和十、十一年には二割、同十二年には事變ありたるに依り五割ありたるものとす。

(二) 對滿洲

日本人移住者の持参金中昭和十、十一年にては二割、同十二年は事變の關係上五割が滿洲より移住せるものなりと推定す。

(三) 對中南支

(四) 對外國

對中南支及外國よりの移住者持参金は大體受取支拂同額なりと推定し茲に掲上せず。

第三項 北支外艦船乗組員消費

推計金額 (單位千元)

國別	十一年	十一年	十二年
日本	一、〇一九	一、一五八	九五七

北支外艦船乗組員消費 (單位千元)

國別	十一年	十一年	十二年
滿洲	三六八	六一五	二二八
中南支	三五	三三	八
其他外國	八、八一八	七、四一六	七、四五三
計	一〇、二四〇	九、二二二	八、六四六

一 北支外艦船乗組員消費

1 推計金額

(單位千元)

國別	十一年	十一年	十二年
日本	八八九	七七〇	六八七
滿洲	三六八	六一五	二二八
中南支	三五	三三	八
其他外國	二、一六八	二、一一一	一、九六三
計	三、四六〇	三、五二九	二、八八六

2 推計の基礎並其の方法

北支各港への入港船舶隻数は第二篇第五章第三節第六項繫船料の項に掲げたるものを基礎とし、船舶乗組員数は近海航路船舶乗組員数(貨物船四五人、甲板部二〇人、機關部二五人、客(貨)船八五人、甲板部二〇人、機關部二五人、事務部四〇人)を基礎とし、碇泊日数を〇、五日乃至三日、乗組員平均消費額を日本、滿洲、中南支船に於ては一日五元以下、其他外國船に在りては一日一〇元以下とせり。但し船型は平均船型とし總噸數を以て示せり。

(一) 日本

十年度

港別	船型	入港船舶隻數		各船舶乘組員人數		碇泊日數	乘組員一人平均消費額		消費額合計(元)
		貨物船	客(貨)船	貨物船	客(貨)船		平均消費額	消費額合計	
秦皇島	三、〇〇〇	三五	三五〇	四〇	八五	一	五	四九九、〇五〇	
天津	二、〇〇〇	八八	三五〇	四〇	四五	一	五	七八、七五〇	
芝罘	一、五〇〇		三五〇		四五	一	五	三一〇、七五〇	
威海衛	三、〇〇〇	八二	三二七	四〇	八五	二	五	八八八、五五〇	
計									

十一年度

港別	船型	入港船舶隻數		各船舶乘組員人數		碇泊日數	乘組員一人平均消費額		消費額合計(元)
		貨物船	客(貨)船	貨物船	客(貨)船		平均消費額	消費額合計	
秦皇島	三、〇〇〇	四四	二八五	四〇	八五	一	五	四〇六、五七五	
天津	二、〇〇〇	七二	二八五	四〇	八五	三	五	六七、五〇〇	
芝罘	一、五〇〇		三〇〇		四五	一	五		
計									

十二年度

港別	船型	入港船舶隻數		各船舶乘組員人數		碇泊日數	乘組員一人平均消費額		消費額合計(元)
		貨物船	客(貨)船	貨物船	客(貨)船		平均消費額	消費額合計	
秦皇島	三、〇〇〇	九一	三六九	四〇	八五	一	五	五二五、六七五	
天津	二、〇〇〇	九二	三六九	四〇	八五	三	五	三三、七五〇	
芝罘	一、五〇〇		一五〇		四五	一	五	一二七、五〇〇	
威海衛	三、〇〇〇	三四	一三四	四〇	八五	二	五	六八六、九二五	
計									

(二) 滿洲國
十年度

港別	船型	入港船舶隻數		各船舶乘組員人數		碇泊日數	乘組員一人平均消費額		消費額合計(元)
		貨物船	客(貨)船	貨物船	客(貨)船		平均消費額	消費額合計	
秦皇島	一、〇〇〇	二		四〇		一			

青	威	芝	龍	天	秦	港
海	島	衛	泉	口	津	皇
計	島	衛	泉	口	津	島
二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
八〇	七二	七二	九六	一一		
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
一	一	一	三	一		
二	二	二	二			
六、四〇〇		五、七六〇		二、三、〇四〇		

(三) 中南支
十年 年度

青	威	芝	龍	天	秦	港
計	海	島	衛	泉	口	津
計	島	衛	泉	口	津	島
四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	(一、五〇〇)	(三、〇〇〇)	一、〇〇〇
	三三	六七				五
				九二	(六六)	(一八五)
	四〇	四〇				四〇
	八五			四〇	(二〇)	(八五)
	〇・五	一	一	二	一	
	五	五	五			
二二八、二五〇	五一、〇〇〇	一三、四〇〇		一六三、八五〇		

十二年 年度

青	威	芝	龍	天	秦	港
計	海	島	衛	泉	口	津
計	島	衛	泉	口	津	島
四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	六二	一三五				二
	三二		一八四	二五〇		
	四〇	四〇				四〇
	八三		四〇	八五	一	
	〇・五	一	一	二	一	
	五	五	五			
六一五、一〇〇	一三二、六〇〇	二七〇、〇〇〇		二二二、五〇〇		

十一年 年度

青	威	芝	龍	天	港
計	海	島	衛	泉	口
計	島	衛	泉	口	津
四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、五〇〇	
	六二	一四〇			
	三六〇		二五九	二二〇	
	四〇	四〇			
	八五		四〇	八五	
	〇・五	一	一	二	
	五	五	五		
三六八、〇〇〇	一五三、〇〇〇	二八、〇〇〇		一八七、〇〇〇	

港別	船型	入港船舶隻數		各船舶乗組員人數		淀泊日數	乗組員一人平均消費額		消費額合計(元)
		貨物船	客(貨)船	貨物船	客(貨)船		平均消費額	消費額合計	
秦皇島	二,〇〇〇		四二四		四〇		一〇五	八四,八〇〇	
天津	二,〇〇〇		五六三			三一	一〇五	一,四三五,六五〇	
龍口	二,〇〇〇								
芝罘	二,〇〇〇		二四〇				五	一〇二,〇〇〇	
威海衛	二,〇〇〇		二四〇				五	一〇二,〇〇〇	
青島	二,〇〇〇		五七五				一〇	四八八,七五〇	
計								二,一一一,二〇〇	

十二年度

港別	船型	入港船舶隻數		各船舶乗組員人數		淀泊日數	乗組員一人平均消費額		消費額合計(元)
		貨物船	客(貨)船	貨物船	客(貨)船		平均消費額	消費額合計	
秦皇島	二,〇〇〇		四六三		四〇		一〇五	九二,六〇〇	
天津	二,〇〇〇		五五〇			三一	一〇五	一,四〇二,五〇〇	
龍口	二,〇〇〇								
芝罘	二,〇〇〇		二〇〇				五	八五,〇〇〇	
威海衛	二,〇〇〇		二〇〇				五	八五,〇〇〇	
青島	二,〇〇〇		四五二				一〇	三八三,三五〇	
計								一,九六三,四五〇	

二 軍艦乗組員消費

1 推計金額

(單位千元)

國別	十一年	十二年
日本	一三〇	三八八
滿洲		
中南支		
其他外國	六,六五〇	五,三〇五
計	六,七八〇	五,六九三

2 推計の基礎並其の方法

北支外各國軍船の入港隻數は海軍關係收入の部に掲げしものを基礎とし、乗員數は日本艦隊の青島入港の場合を一艦平均五〇〇人とせるを除き他は二〇〇人とし、淀泊日數「其他外國」軍艦の芝罘、威海衛入港の場合を各六〇日としたるを除き、他は五日平均とし、乗員一日平均消費額は「其他外國」軍艦五元、日本軍艦一元とせり。

(一) 日本

港別	入港軍艦數	乗員數	淀泊日數	一人消費額	合計(元)
秦皇島	一〇	二〇〇	五	一	一〇,〇〇〇

青	威	芝	龍	天	秦	港
計	海				皇	別
島	衛	朶	口	津	島	
						入港軍艦數
七〇	三〇	五〇	一〇	二〇		
						乗員數
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇		
						碇泊日數
五	六〇	六〇	五	五		
						一人消費額
五	五	五	五	五		
						合
六、六五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	(元)計

十
年
(四) 其他外國
(三) 中南支
(二) 滿洲
なし
なし

青	威	芝	龍	天	港
計	海				別
島	衛	朶	口	津	
					入港軍艦數
一〇〇	一〇	一〇	一〇		
					乗員數
五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇		
					碇泊日數
五	五	五	五		
					一人消費額
一	一	一	一		
					合
二七〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	

秦	港	十	青	威	芝	龍	天	秦	港
皇	別	二	計	海				皇	別
島		年	島	衛	朶	口	津	島	
									入港軍艦數
			一四七	一〇	一〇	一〇			
									乗員數
			五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇			
									碇泊日數
			五	五	五	五			
									一人消費額
			一	一	一	一			
									合
			三八七、五〇〇	三六七、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		(元)計

(元)計

青	威	芝	龍	港
計	海			別
島	衛	朶	口	
				入港軍艦數
四四	一〇			
				乗員數
五〇〇	二〇〇			
				碇泊日數
五	五			
				一人消費額
一	一			
				合
一三〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	

十一年

港別	港別					入港軍艦數	乘員數	淀泊日數	一人消費額	合
	青島	威海衛	芝罘	龍口	天津					
計	七	三〇	五〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
青島	七	三〇	五〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
威海衛										
芝罘										
龍口										
天津										
合	五、三〇五、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇					(計)

十二年

港別	港別					入港軍艦數	乘員數	淀泊日數	一人消費額	合
	青島	威海衛	芝罘	龍口	天津					
計	一〇八	三〇	五〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
青島	一〇八	三〇	五〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
威海衛										
芝罘										
龍口										
天津										
合	五、四九〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇					(計)

第四項 北支外よりの留學生の消費

1 推計金額

(單位千元)

國別	十一年	十二年
日本	九三	九八
滿洲	四〇	四六
中南支	四七六	四七六
其他外國	六〇九	六二〇
計	一〇九	一〇九

2 推計の基礎並其の方法

(一) 日本

(1) 外務省派遣北支留學生消費額(大使館調)

年次	人員	消費額
一〇年	三一	四六、五四〇
一一年	三三	四九、二〇〇
一二年	三六	五四、三八〇

註 消費額は支給留學費額なり

第二編 受取之部

(ロ) 其の他派遣乃至私費留學生消費額

前記(イ)と同額と推定す。

(二) 滿洲

昭和十年及十一年に於ける(滿洲より全支への)留學生消費額左の如し。(滿洲國國際收支調査書)

昭和十年

關東局所管

八五六

滿鐵所管

三八、六六一

合計

三九、五一七

昭和十一年

留學生

一一、五二〇

研究員

三四、一八〇

合計

四五、七〇〇

前掲の數字は滿洲より全支への留學生消費額なるが之を其の儘北支への分と看做し、且昭和十二年は十一年と同額と看做す。

故に十年以降十二年迄の消費額は左の如し。

(單位元)

年次	十年	十一年	十二年
消費額	三九、五一七	四五、七〇〇	四五、七〇〇

(三) 中南支

北支六省専科以上學校在學生數及北支六省に原籍を有する全國専科以上學校在學生數左の如し。(中國教育年鑑)

省別	在學生數	有原籍學生數	他より留學 他へ留學
河 北	一四、二六二	四、二六八	(+) 九、九九四
山 西	一、五九七	二、三八四	(-) 七、八七七
山 東	二、二九一	二、八五七	(-) 五、五六六
河 南	五四九	一、二三六	(-) 六、八八七
察 哈 爾	一八	一三三	(-) 一一五
綏 遠	一	一〇四	(-) 一〇四
合 計	一八、七一一	一〇、九八二	(+) 七、七三五

上表北支在學生數中には北支外より北支への留學生を含み、北支に原籍を有す全支留學生數中には北支外への留學生を含む故に兩者の差額七、七三五を一應北支より北支外への留學生數を相殺したる北支外より北支への留學生數なりと認め得。然るに上表の數字は昭和六年度のものにして所謂全支中には滿洲をも含むが故に之を修正する必要あり。今滿洲に於ける當時の状況を(中國教育年鑑に據て)見れば在滿在學者數二、二九一に對し、滿洲に原籍を有する全支學生數は四、二七九なり。故に其の差一、九八八を一應滿洲より他省への留學生と認め得る。今其の九〇%が北支へ留學せるものと看做せば滿洲より北支への留學生數は一、七八九となる。依て前掲北支外より北支への留學生數は(七、七三五-一、七八九)五、九四六となる。然るに前掲五、九四六人中には尙北支外に原籍を有するも事實上北支に永住乃至寄留しあるものの子弟を含み、加之夫れか大半を占むると思はれる。今其の割合を全數の八〇%と推定すれば北支外より北支へ實際留學生數は一、一八九となる。從て其の留學費を一人當り年